

福山市 **2027**年度（令和**9**年度）

保育所／認定こども園（保育部分）／地域型保育事業

保　育　所　等
入所のご案内

【窓口申請の場合】

４　月　入　所　申　込　み　受　付　期　間	通知書等発送日（予定）
第一次　１２月　１日（火）～１２月１５日（火）	２月１０日（水）
第二次　１２月１６日（水）～　１月１５日（金）	２月２６日（金）
第三次　３月　１日（月）～　３月　５日（金）	３月１２日（金）

※受付は、第１希望の保育所等で行います。**３８～４３ページ**までをご覧ください。
※４月入所は**９ページ**をご覧ください。
※第三次で入所申込みを行う場合は、２月２７日（土）から福山市ホームページに掲載予定の保育所等空き状況をご確認ください。

育休からの復帰に伴う予約申込み（１２ページ）の受付期間は、上記の第一次期間（１２月１日（火）～１２月１５日（火））のみとなります。

※第一次期間を過ぎて申込みをする場合は、予約の対象とはなりません。
※入所月の前月に最終審査を行い、通知書を発送します。
※電子申請の場合は、受付期間が異なります。（１２月１日（火）～１２月１４日（月））

【電子申請の場合】　受付期間等が異なりますので９ページをご確認ください。

保育所等は、お子様が長時間、保護者と離れて集団で生活する場所です。また、１９人までの小規模保育事業から２００人を超える保育所等まで規模も様々です。見学によって保育所等の雰囲気を確認し、いろいろ質問・相談してみましょう。
「入園までに用意する物は？」「熱が何度になったらお迎えが必要なの？」「給食をアレルギー対応食にしてもらうには？」「保護者が参加する行事は年間どのくらい？」「保育料以外に必要なお金は？」など。また、私立保育所等は独自の取組を行っている場合もあります。見学して、お子様に合った保育所等を選びましょう。

※ 保育所等へ必ず事前に連絡の上、見学してください。

保育所等入所のご案内の内容をよくご確認の上、申込みをしてください。
また、この冊子は大切に保管してください。

福山市　保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課
〒７２０－８５０１
福山市東桜町３番５号　　電話：０８４－９２８－１０４７

全国の教育・保育施設検索サイト
「ここ de サーチ」

各施設の詳細が地図情報とあわせてご確認いただけます。

目次

１　はじめに 4
(1) 保育のめざすもの 4
(2) 保育所等の食事 5
２　保育所等の制度 6
(1) 入所申込みから承諾までの流れ 6
(2) 認定申請について 6
(3) 保育の必要性の認定 7
３　入所の手続 9
(1) ４月入所申込み 9
(2) 年度途中の入所申込み 10
(3) 希望保育所等について 11
(4) 産休・育休からの復帰での入所申込みを行う場合 12
(5) その他入所手続きについて 14
(6) 緊急入所、広域入所等について 15
(7) 必要書類 17
(8) 入所手続におけるマイナンバーの提出について 21
(9) 利用調整（入所審査）の方法について 22
※入所可能人数、きょうだい特別入所、４月１日入所枠、育休予約枠の説明など
４　保育料及び副食費 24
(1) 保育料 24
(2) 保育料表　２号・３号 26
(3) 副食費（おかず代等）の免除 27
(4) 保育料等の決定と通知 28
(5) 保育料・副食費の変更・減免 29
(6) 保育料の納付について 29
(7) 保育料の試算方法等 31
５　入所申込みされた方へ / 入所された方へ 35
(1) 入所申込みされた方へ（利用調整（入所審査）など） 35
(2) 認定時間の変更について 36
(3) 転所について 36
(4) 退所について 36
６　入所申込み後に離婚された方へ / 結婚された方へ 37
(1) 入所申込み後に離婚等をされた方へ 37
(2) 入所申込み後に結婚等をされた方へ 37
公立保育所等一覧表 38
私立保育所等一覧表 40
福山市保育所等位置図 44
入所申込書等 46

ご注意

・この冊子には、児童１人分の入所申込書等を綴っています。**２人以上**の申請を行う場合は、この冊子を児童の**人数分ご用意**いただくか、入所申込書等**をコピーしてご利用**ください。
・この冊子では、「保育所」「認定こども園の保育部分」「地域型保育事業」を総称して「保育所等」と記載しています。
・この冊子の記載内容は、作成日時点のものです。作成日以降に変更等がある場合があります。

★ 見学に行こう！ ★
福山市の就学前教育・保育施設等のご案内

保育所

公立　私立

保護者が就労等により家庭でこどもをみることが難しい場合に、保育を提供します。

保育

対象年齢　０歳～就学前

利用料　市の保育料表【２・３号認定】

利用のご案内



保育所等入所のご案内
この冊子をご覧ください。

認定こども園

公立　私立

幼稚園と保育所が一体となった施設で、就学前のこどもへの教育と、保育が必要なこどもには保育を提供します。

利用のご案内



（公立）
「福山市立幼稚園・こども園入園のご案内」をご覧ください。

（私立）
各施設へお問い合わせください。

教育部分

対象年齢　３歳～就学前

保育部分

対象年齢　０歳～就学前　　利用料　市の保育料表【２・３号認定】

～幼保連携型・幼稚園型・保育所型って何が違うの？～

類型	イメージ	保育部分の休園日・開園時間
幼保連携型	保育所　かつ　幼稚園	原則、保育所と同じ
幼稚園型	保育所機能も持っている**幼稚園**	**詳細は各施設へお問合せください。**
保育所型	幼稚園機能も持っている**保育所**	**詳細は各施設へお問合せください。**



保育所等入所のご案内
この冊子をご覧ください。

小規模保育事業（地域型保育事業）

私立

保育所と比べて規模の小さな保育施設で３歳未満のこどもを預かり、保育を提供します。

利用のご案内



保育所等入所のご案内
この冊子をご覧ください。

休園日・開園時間については各施設へお問い合わせください。

保育

対象年齢　０歳～２歳児　　利用料　市の保育料表【２・３号認定】

※「３歳に達する年度の末日」まで利用できます。

市内の保育所・幼稚園等と連携協定を締結しており、３歳に達する年度の翌年度から、連携している施設へ通うこともできます。詳しくは、利用を希望する小規模保育事業者へご相談ください。

事業所内保育事業（地域型保育事業）

私立

企業などの託児所に一般の受入枠(地域枠)を設け、従業員のこどもとともに預かり、保育を提供します。

利用のご案内



保育所等入所のご案内

（地域枠）
この冊子をご覧ください。

休園日・開園時間については各施設へお問い合わせください。

※従業員の方は、各事業者へお問い合わせください。

保育

対象年齢　０歳～２歳児　　利用料　市の保育料表【２・３号認定】

※「３歳に達する年度の末日」まで利用できます。

市内の保育所等と連携協定を締結しており、３歳に達する年度の翌年度から、連携している施設へ通うこともできます。詳しくは、利用を希望する事業所内保育事業者へご相談ください。

幼稚園

公立　私立

保護者の就労等にかかわらず、３歳～５歳のこどもに幼児教育を提供します。

利用のご案内

（公立）
「福山市立幼稚園・こども園入園のご案内」をご覧ください。

教育

対象年齢

（私立）３歳～就学前
（公立）３歳児（西・新涯・緑丘・道上）～就学前
※私立は、預かり保育によって、保育所等と同等の時間保育を提供している施設もあります。預かり保育は保護者の就労等の認定がある場合に、一定の金額まで無償化の対象になります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

（私立）
各施設へお問い合わせください。

認可外保育施設

私立

公的な認可を受けていない保育施設で、私的契約に基づき保育を提供します。企業主導型保育事業を含みます。

対象年齢、利用料、利用方法等については、各施設へお問い合わせください。
※無償化については、次に記載している「子育てのための施設等利用給付について」をご覧ください。
※第２子以降の児童については、就労等の要件を満たしている場合、申請により、保育料が無償になります（上限あり）。
次に記載している『多子世帯利用給付』をご確認ください。

※ 「対象年齢」は、制度上の対象年齢の範囲です。実際の受入可能年齢は、各施設によって異なる場合があります。

『子育てのための施設等利用給付』及び『多子世帯利用給付』について

認定こども園・幼稚園（教育時間のみ）に在籍しているこども、または保育所等・幼稚園に在籍していないこどもで、保育の必要性※1があると事前に認定を受けた場合、預かり保育料、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料が一定金額まで無料となります（一部対象外の施設があります。）。

ただし、保育所、認定こども園、幼稚園に在籍しているこどもは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料は無償の対象外になります。

手続等の詳細は、福山市保育施設課（企画担当０８４－９２８－１１４０）へお問合せください。または、福山市ホームページにも掲載しています。

区分	認定※1	一定の要件※2	認定対象	利用施設等	二次元コード
施設等利用給付	１号	不要	満３歳以上のこども	私立幼稚園※3（保育料・入園料）	
	２号	要	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過したこども	幼稚園※3・認定こども園（預かり保育料） 認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	
	３号	要	０～２歳、満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるこども **※市民税非課税世帯が対象**		
多子世帯利用給付	－	要	保護者と生計を同一にする０～２歳、満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある第２子以降のこども		

※１…保育所等への入所にかかる認定とは異なります。
※２…保育の必要性の認定要件。詳しくは８ページ認定要件等一覧表をご参照ください。
※３…幼稚園は、園によって必要な認定が異なります。詳しくは各幼稚園にお問合せください。

一時預かり

保護者の仕事や病気など、急な出来事のため家庭で児童の保育ができない場合に利用できます。

保育所等に入所していない児童が利用できます。

実施場所・問合せ先

実施場所は３８～４３ページに記載しています。実施している保育所等へ直接お問い合わせください。



病児・病後児保育

回復期を含む病気の状態の児童（０歳～小学校６年生まで）を、集団保育が困難な期間、実施施設に付設された保育室等や自宅で一時的にお預りします。
※事前に実施施設での登録が必要です。

実施場所・問合せ先

【委託事業】
橘髙クリニック　☎084-934-8555
いぶき小児科　☎070-1872-5502
福山市民病院　☎084-941-5151
こどもえん　つくし
☎084-921-7123
ル・アンジュ株式会社（訪問型）
☎0120-300-104
【自主事業】
やまぶき保育園　☎084-999-6005



ことばの相談室

ことばやコミュニケーションが気になる小学校就学前の児童の相談に応じます。

実施場所・問合せ先

高西保育所	☎084-933-4486
ふたば保育所	☎084-972-7795
伊勢丘こども園	☎084-940-6622
大学附属こども園	☎084-925-4742
新涯幼稚園	（実施予定）



こども誰でも通園制度

子育て家庭において、月１０時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用できます。

保育所等に入所していない０歳６か月から満３歳未満の児童が利用できます。

実施場所・問合せ先

実施場所は福山市ホームページに掲載しています。
実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

延長保育

勤務時間や残業など、勤務の都合によって、通常の保育時間では送迎が間に合わない場合に利用できます。

実施場所・問合せ先

実施場所は３８～４３ページに記載しています。実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

休日保育

日曜日、祝日などに保護者の仕事などで保育を必要とする場合に利用できます。

利用時間・利用料については、各施設にお問い合わせください。

実施場所・問合せ先

せんにしの丘	☎084-955-5070
大門未来園	☎084-943-9355
花園こども園	☎084-931-3880
ゆの保育園	☎084-966-9750
ゆり保育所	☎070-5146-0016

保育指導課
（実施場所：樹徳保育所　☎084-928-1048）

子育て支援

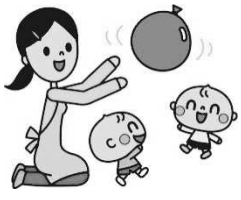
こどもたちが健やかに成長することを願ってあそびの場の提供や子育てに関する相談・情報提供を市内３６か所で実施しています。

実施場所・問合せ先

実施場所は福山市ホームページに掲載しています。
実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

障がい児保育

児童が互いに理解を深めながらともに育ち合うことを目的に、関係機関と連携を図りながら市内全ての保育所等で実施しています。



1 はじめに

(1) 保育のめざすもの

心豊かにたくましく生きる力を育てる

健康な心とからだを育てる

人との触れ合いや遊びのなかで、のびのびと活動し、充実感や安心感をもって生活することを大切にしています。

基本的生活習慣を身につける

健康な生活のリズムを身につけ、身のまわりの清潔、衣類の着脱、食事、排泄、安全など、生活に必要な活動を自分でしようとする意欲や、見通しをもって行動できる力を育てることを大切にしています。

学びの芽を育てる

周囲の様々な環境に自ら好奇心や探究心をもって関わり、楽しい体験のなかから「見る」「聞く」「感じる」「気付く」「考える」「動く」「やりぬく」などの学力の基礎を育てることを大切にしています。

豊かな感性を育てる

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感をもって生活するために、自立心を育て、人と関わるなどで協同性を養います。良いことや悪いことがあることに気づき、言葉による伝え合いや考えながら行動できることを大切にしています。

共感できる仲間づくり

友だちと積極的に活動するなかで、自分を振り返り、友達の気持ちに共感できる仲間づくりを大切にしています。

(2) 保育所等の食事

保育所等では、友だちや保育者といっしょに楽しく食事をすることによって、食事のマナーやあとかたづけなど望ましい食習慣を身につけ、栄養や健康についての興味や関心を育てています。

健康なからだをつくるために献立について配慮しています

- 旬の食材や地場産物を使用し、バランスのとれた食事内容にしています。
- 加工食品をなるべく使わず、手作りの食事を心がけています。
- 日本の昔ながらの食事（きんぴら・大豆のいそ煮など）や郷土食（鯛めし・うずみなど）を提供して、こどもたちに食文化を伝えています。
- 味付けは、うす味にしています。

望ましい食習慣を身につけています

- 楽しく食事をしながら多くの食品に慣れ、あいさつ・正しい姿勢などが身につくよう援助しています。

実体験の中で豊かな心を育てています

- 菜園活動やクッキング活動などを通じて、食べ物への感謝や大切さを学びます。

食物アレルギー対応をしています

- アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断、指示書に基づいて食事内容を変更しています。
- 入所後すぐに対応ができるよう保育所等へ早めに相談してください。

妊娠・出産・子育てをサポート
あのね育ナビ
by 母子モ

地域の子育て支援情報の受信や、お子様の予防接種時期の管理ができます！！
お子様の成長記録をご家族と共有できます！



福山市子育て支援サイトはこちら
https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/

アプリを検索 母子モ 検索

または

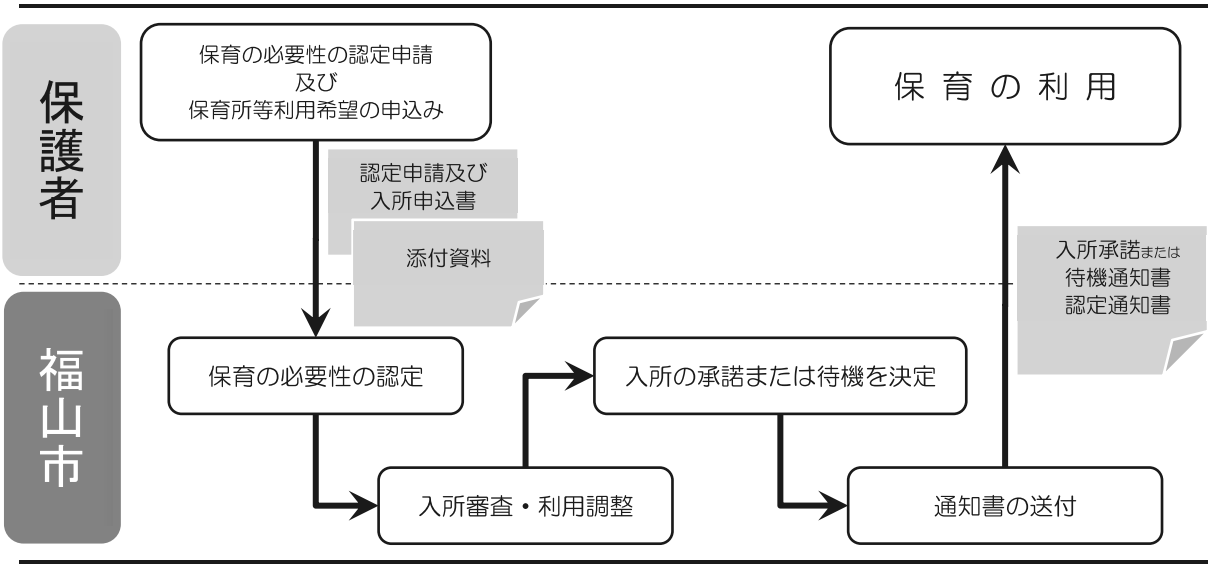
Download on the App Store

GET IT ON Google Play

＼ 母子モは外国語でのご利用も可能！ 英語・中国語・スペイン語など10ヶ国語に対応しています。／
本サービスは Google 社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google 翻訳サービスをご利用の際には、Google の利用規約をご確認ください。

2 保育所等の制度

(1) 入所申込みから承諾までの流れ



(2) 認定申請について

1　保護者が福山市に居住している世帯の児童であること。

2　保護者のいずれもが次の認定要件のいずれかに該当すること。

認定要件	保育を必要とする事由
就労	保護者が居宅内外で月４８時間以上就労しているとき。
産前・産後	母親が妊娠中または出産後間がないとき。
病気・障がいなど	保護者が病気などの状態にあるか、または障がいがあるとき。
病人などの介護	病気や障がいのある同居の親族を、保護者が長期にわたり月４８時間以上の常時介護・看護をしているとき。
家庭などの災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき。
求職活動	月４８時間以上の求職活動を継続的に行っているとき。
就学・職業訓練	専修学校、各種学校に在学または職業訓練を月４８時間以上受けているとき。
その他	市長が認める上記に類する状態にあるとき。

(3) 保育の必要性の認定 （認定変更の手続については、３５ページをご覧ください。）

認定区分

保育所等の利用に当たり、入所申込みで保育の必要性が認められる場合は、次のとおり保育の認定（以下「認定」という。）を行います。

年　　齢	認 定 区 分
満３歳以上	２ 号 認 定
満３歳未満	３ 号 認 定

利用調整の結果と併せて、認定通知書を送付します。

※　３歳未満で３号認定の児童の認定有効期間は、満３歳に達する日※の前日までとなります。３号認定の児童については、認定有効期間の満了する前の月に、新しい２号認定の認定通知書を送付します。

※　満３歳に達する日は、３歳の誕生日の前日です。

※　保育料の年齢区分とは異なります。

保育必要量

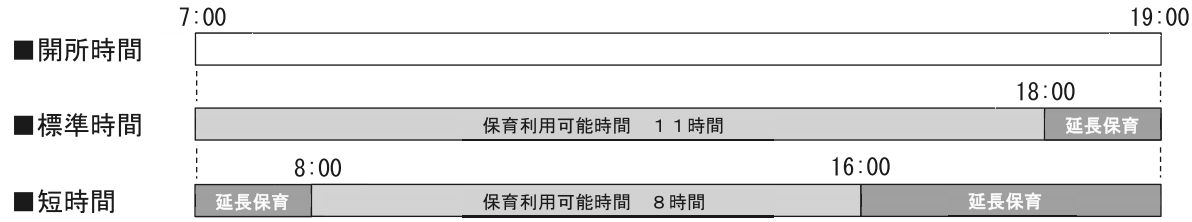
保護者の保育必要量に応じて、次のとおり保育所等の利用可能時間が区分されます。

保育必要量	１日の利用可能時間数
標準時間	１１時間
短 時 間	８時間

保育必要量は、認定要件と就労時間等に応じて決定されます。詳しくは次のページの認定要件等一覧表をご覧ください。利用可能時間を超えて保育所等を利用する場合は、保育料とは別に延長保育料の負担が必要です。また、保育利用可能時間帯は、保育所等により異なります。

なお、標準時間認定の要件を満たしている場合でも短時間認定を希望することも可能です。

開所時間、標準時間と短時間〈公立保育所等の場合〉



※私立保育所等の開所時間は４０～４３ページをご覧ください。また、標準時間・短時間の時間帯については、各保育所等へお問い合わせください。

認定有効期間及び現況確認

保育の認定有効期間は、認定要件により決定します。詳しくは次のページのとおりです。認定有効期間満了後も、引き続き保育の必要性が認められる場合は、期間を変更できることがあります。

また、認定要件に変更がない場合でも、保育所等を利用するための認定事由に引き続き該当していることを毎年度確認（現況確認）します。現況確認は５月以降に保育所等を通してご案内します。

認定要件等一覧表

認定要件			保育必要量		認定有効期間	保護者が保育を必要とする事由を証明する書類
No.	認定要件	説明	区分	保育必要量		
1	就労	保護者が家庭の内外で、月に４８時間以上の仕事をしている場合	ひと月の就労時間 １２０時間以上	標準時間	３号認定（３歳未満）の子ども ※満３歳に達する日の前日まで （翌日からは２号に自動更新）	・就労証明書 ※自営や配偶者等の補助、内職の場合は、業務に従事していることがわかる書類（確定申告書（又は市民税申告書）の控え 、税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え、納品書等 のコピーなど）を添付。（詳細は18ページを参照） ※「内職」及び「家族従業者（給与なし）」は短時間認定。
			ひと月の就労時間 ４８時間以上 １２０時間未満	短時間	２号認定（３歳以上）の子ども ※就学前まで	
2	産前・産後	母親が妊娠中又は出産後、必要と認められる場合 (出産した児童の上の子が対象になります)	－	標準時間	産前３か月から産後３か月以内 出産（予定）月の前後３か月間(計６か月) ※出産予定月は産前に含む ※多胎出産の場合は、産前３か月産後６か月まで	・申立書（別紙様式１） ・親子健康手帳（母子健康手帳）の出産予定日・出産日の分かるページのコピー、母の名前が分かるページ（表紙等）のコピー
3	病気・障がいなど	保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合	－	標準時間	必要と認められる期間	・申立書（別紙様式１） ・病気の場合、診断書（コピー可） ・障がい等の場合は、障がい者手帳等のコピー
4	病人などの介護	病気や障がいのある同居の親族を、保護者が長期にわたり常時介護・看護している場合	ひと月の介護等の時間 １２０時間以上	標準時間	必要と認められる期間	・介護状況確認書（別紙様式３） ・被介護者の介護が必要と認められる書類（診断書、障がい者手帳、介護保険証（「要介護状況区分等」に要介護度の記載のあるもの）、ケアプラン等のコピー）
			ひと月の介護等の時間 ４８時間以上 １２０時間未満	短時間		
5	家庭などの災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	－	標準時間	必要と認められる期間	・申立書（別紙様式１） ・り災証明書等（コピー可）
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 ※月に４８時間以上	－	短時間	３か月以内 ※求職活動での認定期間の更新はできません。	・申立書（別紙様式２） ・ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証のコピー ・求職活動報告書
7	就学・職業訓練	就学している又は職業訓練を受けている場合	ひと月の就学等の時間 １２０時間以上	標準時間	就学又は職業訓練の終了（修了）予定日の属する月の末日まで	・申立書（別紙様式１） ・在学証明書又は在籍証明書等（コピー可） ・在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、１か月の受講日数・１日の受講時間の分かる資料（パンフレット・ホームページを印刷したものも可）
			ひと月の就学等の時間 ４８時間以上 １２０時間未満	短時間		
8	虐待・ＤＶのおそれ	社会的擁護が必要と認められる場合	－	標準時間	－	－
9	育児休業中の継続利用	育児休業取得時に既に保育所等に入所していることもが引き続き利用する場合	－	短時間	必要と認められる期間	・就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
10	その他	上記に類するものとして市長が認める場合	－	標準時間 又は 短時間	必要と認められる期間	・保育できないことを証明する書類

※　入所の審査（利用調整）は、保育の必要性の高い世帯が優先されます。
　　保育の必要性は、認定要件ごとに保育を必要とする時間、世帯の状況等により決定します。

※　就労（就労予定含む）又は就学・職業訓練で、ひと月の就労（就学）時間が４８時間以上１２０時間未満の場合でも、次の条件をいずれも満たしている場合は標準時間認定になります。
　①　就労（就学）時間帯（通勤（通学）時間を含む）が７時３０分以前に始まる又は１６時３０分以後に終わる場合
　②　ひと月の就労（就学）日数が１０日以上の場合

3 入所の手続



育休からの復帰に伴う入所申込みについては、
先に１２ページをご覧ください！

(1) ４月入所申込み

■受付場所 ：第１希望の保育所等
■受付時間 ：午前９時３０分から午後４時まで（千代保育園は午前１１時から午後６時まで）

区分	受付期間（日曜・祝日を除く）	入所承諾または待機の通知等の発送日（予定）
第一次	１２月１日（火）～１２月１５日（火）【必着】 電子申請の場合：１２月１日（火）～１２月１４日（月） ・各保育所等の受付日は、３８～４３ページに掲載しています。 第一次は多くの申込みがあるため、保育に影響がないよう各施設で受付日を設けています。可能な限り受付日に申込みしてください。	２月１０日（水）
第二次	１２月１６日（水）～１月１５日（金）【必着】 電子申請の場合：１２月１６日（水）～１月１４日（木） ・第一次審査で保留となった方は、自動的に第二次審査の対象となります。	２月２６日（金）
第三次	３月１日（月）～３月５日（金）【必着】 電子申請の場合：３月１日（月）～３月４日（木） ・第二次審査で保留となった方は、自動的に第三次審査の対象となります。 ・第三次審査で入所申込みを行う場合は、２月２７日（土）から福山市ホームページに掲載予定の保育所等空き状況をご確認ください。	３月１２日（金）

※窓口申請または電子申請のいずれかで申込みしてください。
※受付期間中（日曜・祝日を除く）はいつでも申込み可能ですが、第一次については、可能な限り保育所等の受付日（３８～４３ページ）に申込みを行ってください。
※認定要件に該当しない場合または認定要件書類の提出がない場合は、入所できません。また、認定を受けても、利用調整（入所審査）によっては、入所できない場合があります。
※申込締切日までに要件書類が全て揃わない場合は利用調整（入所審査）の対象になりません。
※特段の事情があり、保育所等での申込みが困難な場合は、保育施設課でも申込みを受け付けます。受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までです。
※入所枠に対して、第一次、第二次、第三次の順番に入所審査（利用調整）を行います。
※待機の通知は、初回審査時のみ発送します。以後の継続審査では、入所決定した場合のみ通知します。**また、２０２８年度（令和１０年度）の入所申込みは、継続審査の対象外となり別途申込みが必要です。**

(2) 年度途中の入所申込み（入所日は毎月１日。ただし、育休復帰に伴う入所申込みを除く。）

５月以降の年度途中における入所月・申込締切日・承諾または待機の通知発送日は、次のとおりです。年度途中における入所は、早めに申込みをされても予約はできません。

入所希望月	申込締切日		通知発送予定日
	（窓口申請）	（電子申請）	
２０２７年５月	４月　９日（金）	４月　６日（火）	４月１６日（金）
６月	５月１０日（月）	４月３０日（金）	５月１７日（月）
７月	６月１０日（木）	６月　７日（月）	６月１７日（木）
８月	７月　９日（金）	７月　６日（火）	７月１６日（金）
９月	８月１０日（火）	８月　５日（木）	８月１８日（水）
１０月	９月１０日（金）	９月　７日（火）	９月１７日（金）
１１月	１０月　８日（金）	１０月　５日（火）	１０月１８日（月）
１２月	１１月１０日（水）	１１月　５日（金）	１１月１７日（水）
２０２８年１月	１２月１０日（金）		１２月１７日（金）
※２・３月			

※２０２８年２・３月入所は５歳児または育休からの復帰に伴う入所申込み・産前・産後要件での入所申込み以外は希望することができません。

入所状況のお問合せについて

年度途中の入所を希望の場合、各保育所等の空き状況については、福山市ホームページ〔福山市保育所等空き状況」等で検索）で確認ができます。

保育所等の空き状況は毎月の入所審査後に随時更新しています。

なお、保育所等の入所状況は、様々な要因により随時変動します。空き状況はあくまで参考であり、空きがある場合であっても、児童の入所を保証するものではありません。

電子申請に関する留意事項

- 入力項目が多いため、時間に余裕をもって申請してください。（入力の目安：３０分程度）
  ※システムのメンテナンスやサーバが込み合う等で急遽電子申請ができなくなる場合があります。
- 今回の電子申請は、福山市認可保育所、認定こども園の２・３号、地域型保育事業の入所申込みが対象となります。幼稚園、認定こども園の１号部分については、各園に直接申込みしてください。
- ご利用に当たっては、申請者本人のマイナンバーカード（電子証明書付き）、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはパソコンとカードリーダー、申込みに必要な添付資料のデータが必要です。
- 利用方法等の詳細は、保育施設課ホームページをご確認ください。

福山市
電子申請システム

(3) 希望保育所等について

希望保育所等の選択について

希望保育所等は、送迎時間も含めて実際に利用することが可能かどうかについて、事前に見学するなどして慎重に検討した上で行ってください。

※入所決定後に「第 2 希望以降の保育所に入所が決定した」などの理由で辞退される方がいます。こうした事案は、他の入所申請者や入所決定した保育所等にも迷惑をかけることになります。このため、辞退された場合は、同年度中の利用調整（入所審査）において指数減点の対象となります。ただし、「こどもの健康状態」等の正当な理由による辞退は除きます。

■希望保育所等の申込書への記入に係る留意事項

申込書には第５希望までの記入欄がありますが、第５希望まで全てを記入する必要はありません。
また、第６希望以降は、申込書（表面）の枠外余白等に記入してください。

保育所等の見学について

入所申込みの前に、希望する保育所等を見学することを推奨しています。保育所等は、大切なお子様をお預かりし、お子様が日中を過ごす場所となります。保育所等を実際に見て知ることは、大変重要なことです。

４月入所申込み・年度途中の入所申込みにかかわらず、また、第１希望・第２希望等の希望順位にかかわらず、入所申込みの前には、できるだけ保育所等の見学を行ってください。

なお、見学の際は、事前に保育所等へ電話等で連絡してください。

(4) 産休・育休からの復帰での入所申込みを行う場合

「育休予約」の申込みについて

福山市では、育休を取得した方の職場復帰を支援するため、「育休予約」を実施しています。

法令に基づく育休を取得し、休業前の職場に復帰される場合には、予約申込みができることがあります（入所申込みの対象となる児童の出産前であっても、入所申込みは可能です。）。

なお、利用調整（入所審査）の結果により、第１希望以外での予約となる場合や、予約ができない場合もあります。また、「育休予約」については、４月入所の人数と調整した上で予約を行います。

※育児休業延長制度や育児休業給付金支給申請に関する要件や手続については、就労先やハローワークにご確認ください。

「育休予約」の対象となるのは、次の全ての条件を満たす方です。

※次の条件を一つでも満たさない場合は、「育休予約」の対象とならず、通常の産休・育休からの復帰での入所審査となります。

- **父母のいずれかが、育児休業給付金（手当金）の対象となる育休を取得し、休業前の職場に復帰する方**
- **福山市の定める就労証明書に育休期間の証明のある方**
- **育休期間の最終日が２０２７年（令和９年）３月３１日から２０２８年（令和１０年）４月９日までの方で、入所希望日が２０２７年度（令和９年度）中の方**

注　意

次の場合は、「育休予約」の対象とならず、通常の産休・育休からの復帰での入所審査となります。

- 育休を延長する場合や育休復帰せずに続けて産休を取得する場合、一度退職した場合、転職した場合は対象になりません。
- 雇用契約が連続していない場合（フルタイムから育児短時間勤務となる場合などでも、雇用契約が連続していれば、「育休予約」の対象となります。）
- 自営業（個人事業主）、農業などの場合で、法令に基づく育休に該当しない場合
- 保護者のいずれかが求職活動中の場合
  ※最終審査時（入所希望日の前月）までに退職した場合も含む

「育休予約」の申込期間

「育休予約」の申込みを希望する場合は、復帰時期にかかわらず、９ページ（１）に記載の第一次受付期間【１２月１日（火）～１２月１５日（火）】に申込みが必要です。
※電子申請の場合は、【１２月１日（火）～１２月１４日（月）】

第一次受付期間中に申込みができなかった場合は、予約の対象とはなりませんが、**年度途中の入所申込みは可能です**（通常の入所審査となります。）。１０ページの申込締切日までに申込みをしてください。

「育休予約」の申込みに必要な書類

・　１７～２１ページに記載している書類

・　育児休業給付金（手当金）支給決定通知書または受給資格確認票のコピー

※産休中などで育児休業給付金（手当金）の支給対象ではあるが未支給の場合は、受給後速やかに内定先保育所等（または第一希望の保育所等）に提出してください。

※予約となった場合でも、通知書の提出がない場合は予約を取り消します。

- 入所後、職場復帰した証明を提出してください。案内は通知に同封します。職場復帰の証明の提出がない場合は、退所とします。

「育休予約」の対象施設・対象となる期間

■育休予約の対象施設

３８～４３ページの全ての施設（施設により、保育対象年齢が異なります。）

■育休予約の対象期間

【保育所・認定こども園】

２０２７年（令和９年）４月１日から２０２８年（令和１０年）３月３１日までの入所

【地域型保育事業】

２０２７年（令和９年）４月１日から**２０２７年（令和９年）９月３０日までの入所**

「育休予約」の申込み手続と通知書の送付

申込書の提出先等は、第１希望の保育所等です。入所審査の結果通知日は、次のとおりです。

入所希望日	通　知　の　発　送　日
４ 月 中	９ページに記載の受付期間に応じた通知の発送日
５月以降	内定・未内定通知 ２０２７年（令和９年）２月中旬頃 結果通知（１０ページ参照） 入所希望日の前月中旬頃（２・３月中の入所は１２月中旬を予定）

※通知の発送日については、変更する場合があります。



「育休予約」・「育休予約以外の産休・育休からの復帰」の入所希望日の選択

入所希望日は、復職（予定）年月日から１０日前までの範囲で選択できます。

次の説明をよくお読みいただき、入所希望日を記入してください。入所日として選択できない日が希望日となっていた場合は、選択可能な日に変更させていただきます。

■入所日として選択できる日（保育料は、入所日からの日割り計算となります。）

・　復職（予定）年月日が入所希望日の場合は、その日が日曜・祝日等の保育所等の閉所日であっても、その日を入所日として選択できます。ただし、実際の保育所等の利用は翌開所日からとなります。

・　育休からの復帰の場合は、復職（予定）年月日から１０日前までの範囲で入所希望日を選択できます。ただし、日曜・祝日等の保育所等の閉所日を選択することはできません。

・　復職（予定）年月日より前を入所希望日とする場合、希望の保育所等の保育対象年齢から外れてしまい、入所審査の対象にならない場合があるため、入所希望日と希望の保育所等の保育対象年齢をよくご確認ください。

「育休予約」の内定保育所等の変更

内定通知の発送後は、内定保育所等の変更はできません。

内定通知発送後に希望保育所等の変更を希望する場合は、内定した申込みを取り下げた上で、年度途中の入所申込み（１０ページ）の手続をしてください。

また、転所内定を辞退する場合は、現在通っている保育所等には入所内定日以降通うことはできませんのでご注意ください。

「育休予約」の入所希望日の変更

原則、内定後に申込書の入所希望日を変更することはできません。ただし、入所申込書提出後の出産による育休期間の変更により、やむを得ず入所希望日を変更せざるを得ない場合は、変更可能な場合があります。

保育所等の入所日の変更が可能な場合には、入所申込変更届出書及び変更後の育休期間の証明のある就労証明書の提出が必要です。

なお、入所審査の結果通知（入所承諾）の発送後は、入所日の変更はできません。

結果通知（入所承諾）発送後に入所日の変更を希望する場合は、入所決定を取り下げた上で、再度年度途中の入所申込み（１０ページ）の手続をしてください。

「育休予約での入所申込み」と「通常の産休・育休からの復帰での入所申込み」の主な違い

	育休予約での入所申込み ※１２ページの育休予約の条件を全て満たす方	通常の産休・育休からの復帰での 入所申込み
申込期限	１２ページの「育休予約」の申込期間内（第一次審査受付期間内）に申込みを行ってください。 ※受付期間内に申込みを行っていない場合は、通常の産休・育休からの復帰での入所申込みを行ってください。	10 ページ「⑵年度途中の入所申込み」の該当する入所希望月の申込締切日までに申込みを行ってください。
入所希望日	１３ページの「入所希望日の選択」をご確認ください。 ※選択できる入所希望日はどちらの入所申込みでも同じです。	
入所審査	４月入所審査から入所希望月の審査まで継続して審査を行います。	入所希望月の審査のみとなります。
必要書類	・１７～２１ページに記載している書類 ・育児休業給付金（手当金）の受給が確認できる資料	・１７～２１ページに記載している書類

⑸ その他入所手続について

入所申込みに際しての留意事項等

- 出産前に入所申込みを行う場合は、申込書の児童の生年月日の欄に、「出産予定日〇年〇月〇日」と記入してください。性別、児童の名前等は省略して構いません。
- 「育休予約」の対象であっても、必ず入所できるとは限りません。第１希望の保育所等だけを記入するのではなく、入所可能な範囲内で第２希望以降の保育所等を記入してください。
- 就労証明書の「雇用（予定）期間等」は、雇用された日付を記入してください。
- ここで記載した「復職（予定）年月日と同時またはその１０日前の期間内の入所・転所申込み」以外で、育休の期間内に保育所等の入所や転所を希望することはできません。
- 育児休業中の継続利用により保育所等を利用している場合は、転所申込みができません。育児休業から職場復帰する際には、転所申込みは可能です。

  ※　３歳以上の児童については、幼稚園または認定こども園（教育部分）への入園もご検討ください。

申込児童の健康状態について

申込後の出産等により、申込書に記載していない「健康状態について配慮すべき事項」が判明した場合は、必ず保育施設課に連絡してください。

連絡がなく、入所説明会や入所後に児童の健康状態に配慮すべき事項が判明した場合は、受入れ体制の準備が間に合わず、児童の安全の確保ができないことから、入所を取り消す場合があります。

医療的ケアの必要な児童の入所

医療的ケアの必要な児童は、保育所等の看護師の配置など受入れ可能かの判断が必要になりますので、入所申込みに当たっては、事前に保育施設課にご相談ください。

■医療的ケアが必要な児童の受入れの要件

- 病状や健康状態が安定していること。
- 集団生活が可能であり、保育所等での医療的ケアを受けることについて主治医の承認を得ていること。
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること。

(6) 緊急入所、広域入所等について

緊急入所

普段、保育をしている人の緊急かつ長期の入院、転勤に伴う転入（父母ともに就労）など、緊急的に保育の必要性が生じた場合は、保育施設課へご相談ください。受入枠に余裕があれば、入所ができる場合があります。

なお、緊急入所の受付は、保育施設課のみとなります。保育所等では受付できません。また、申込みに必要な書類が整っていない場合は受付ができません。事前にお電話でご相談ください。

広域入所等

里帰り出産等の理由で、住民票のある自治体以外の自治体に所在する保育所等の利用を一時的に希望する場合は、広域入所または一時預かりが利用できる場合があります。

備後圏域内（三原市・尾道市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市）であれば、里帰り出産等の理由以外であっても広域入所が利用できる場合がありますので、事前に保育施設課までお問い合わせください。

■一時預かり（実施施設は３８～４３ページに記載）

一時預かりは、家庭で児童の保育ができない場合に、一時的に数日程度保育所等を利用できる制度です。利用できる日数や利用料は自治体や利用する保育所等により異なります。短期間のみ利用したい場合は、一時預かりの利用をご検討ください。また、一時預かりは無償化の対象になる場合があります。詳しくはホームページまたは保育施設課（企画担当０８４－９２８－１１４０）までお問い合わせください。

福山市に住民票のある方が福山市外の保育所等の一時預かりを利用したい場合は、利用したい保育所等または保育所等の所在する自治体の保育担当課へ直接お問い合わせください。

福山市外に住民票がある方が福山市の保育所等の一時預かりを利用したい場合は、実施している保育所等へ直接お問い合わせください。

■広域入所（福山市に住民票がある方が福山市外の保育所等を利用したい場合）

利用したい保育所等が決まった段階で、保育施設課へお問い合わせください。

区　　分	内　　容
相談・申込窓口	保育施設課　（市役所本庁舎７階　０８４－９２８－１０４７）
保　育　料	福山市が定める保育料
必要書類	１７～２１ページに記載している書類 利用を希望する保育所等の所在する自治体によっては、他の書類の提出をお願いすることがあります。
申込期限	入所希望月の前月１日（例　８月１日に入所希望の場合は７月１日締切） ただし、１日が土日祝日の場合はその前の開庁日
留意事項	福山市外の保育所等への入所が決定した場合は、現在通っている幼稚園・保育所等は退所となります。広域入所の終了後、再入所を希望する場合は、再度入所申込みが必要です。空き状況によっては、再入所できないことがあります。

■広域入所（福山市外に住民票がある方が福山市の保育所等を利用したい場合）

住民票がある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

区　　分	内　　容
相談・申込窓口	住民票がある自治体の保育担当課 （住民票がある自治体を通しての申込みとなります。）
保　育　料	住民票がある自治体が定める保育料
必要書類	住民票がある自治体へご確認ください。
申込期限	
参考事項	福山市の広域入所の事務取扱いは次のとおりです。 入所日　毎月１日　（年度最終入所日　１月１日） 締切日　入所希望月の前月１０日　（最終申込締切日　１２月１０日） ただし、１０日が土日祝日の場合はその前の開庁日 保育施設課　必着 ※早めに申込みをされても予約はできません。

■留意事項

福山市へ転入予定の方で、福山市での住所が決まっている場合は、福山市へ直接入所申込みができます。なお、入所が決定した場合は、入所日の前日までに転入手続を終わらせてください。転入が確認できない場合は、認定ができないため当該入所決定は取消しとなりますので、ご注意ください。

(7) 必要書類

入所の申込みには、次の書類が必要です。書類に不備がある場合は、認定及び入所審査ができません。提出に当たっては記入内容に不備がないか、必要書類の不足がないか再度確認をしてください。

全員提出が必要な書類

教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書（児童１人につき１枚）

育児休業給付金（手当金）の延長手続等でハローワークや勤務先等からコピーの提出を求められる場合があるため、提出前にコピー（両面）を取り保管しておくことを推奨します。提出後に申込書等の返却はできません。

保護者が保育を必要とする事由を証明する書類等

保護者それぞれについて、要件書類（就労証明書、申立書などの各様式）及び確認書類（コピー）を提出してください。

認定要件		様式名	説明・確認書類
就労	被雇用者・役員	就労証明書	・勤務先で（就労予定の場合を含む）証明を受けてください。 ・就労予定の場合は就労開始後に新たに就労証明書と変更届を提出してください。 ※確認書類は不要ですが、就労証明書の就労時間と最低賃金から計算した収入が給与支払報告書などの収入を大幅に下回る場合などに、就労先に賃金台帳の写しを求めることがあります。 ※入所日は、就労予定日の属する月の１日から希望することができます。
	自営業主	就労証明書 ＋ 業務に従事していることがわかる書類（いずれか１つ） ※自ら営んでいる人が、就労状況を記入してください。	・確定申告書（または市民税申告書）の控えなど 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 ・開業届の控え、法人番号指定通知書の控えなど ※収入・経費とも０円の場合などは、認定できません。
	自営業専従者		・確定申告書の控え（事業専従者であることがわかるもの）、青色専従者給与に関する届出書の控えなど
	家族従業者		・給与なし→添付書類不要　※短時間認定となります。 ※配偶者等が営んでいる個人事業の補助（給与なし）の場合は「家族従業者」にチェックしてください。
	内職		・確定申告書（または市民税申告書）の控えなど 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 ・納品書の控えなど
	業務委託		・確定申告書（または市民税申告書）の控えなど 【開業後に税申告時期を迎えていない場合】 ・業務委託契約書の控えなど
産前・産後		申立書 （別紙様式１）	・産前（３か月）※出産（予定）月は産前に含む 親子健康手帳（母子健康手帳）の母の名前と、出産予定日の分かるページ ・産後（３か月）申立書のみ ※ 出産の要件で、出産する（した）児童の入所申込みはできません。 ※ 入所日は、出産予定日の属する月の２か月前の１日から希望することができます。
病気・障がいなど		同上	・病気…診断書 ※申立書や診断書は、症状等による保育の必要性の判断ができるように、家庭で保育ができない理由を記載してください。 ・障がい…障がい者手帳等
家庭などの災害		同上	・り災証明書等
就学・職業訓練		同上	・在学証明書または在籍証明書等 ・在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、１か月の受講日数・１日の受講時間の分かる資料（パンフレット・ホームページの印刷可）
求職活動		申立書 （別紙様式２）	・ハローワーク受付票または雇用保険受給資格者証 ・求職活動報告書
病人などの介護		介護状況確認書 （別紙様式３）	・同居の被介護者の介護が必要と認められる書類 （診断書、障がい者手帳、介護保険証（「要介護状況区分等」に要介護度の記載のあるもの）、ケアプランなど）

※あてはまる状況すべての書類をご準備ください。
※新規入所申込みの場合は、マイナンバーの提出が必要です。（21 ページ）
※いずれの状況にもあてはまらない場合は、保育施設課へお問い合わせください。
※きょうだいが同時に入所申込みをする場合は、申込児童ごとに書類を提出してください（添付書類は、コピー可）。
※きょうだいで申請の時期が異なる場合などで、認定要件（勤務先・就労時間等）に変更がないときは、２０２７年度（令和９年度）の様式に限り、**証明日の属する月の翌々月末まで**は就労証明書のコピーでの申請が可能です。証明を受けた就労証明書のコピーを保存しておくことを推奨します。
※各証明書は証明日の属する月の翌々月末まではコピーでの申請が可能です。
証明を受けた書類のコピーを保存しておくことを推奨します。

ご注意ください！

事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、認定を取り消し、退所していただくことがあります。

加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。

就労証明書の押印は原則不要ですが、就労証明書の提出に当たっては、必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出してください。保育施設課から勤務先の事業者に確認する場合がありますので、ご了承ください。





該当する方のみ提出が必要な書類

■ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）または離婚を前提とした別居中の場合

必要な書類	説明
ひとり親家庭等申立書 （別紙様式４）	ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）又は、離婚を前提とした別居中の場合は提出が必要です。 用紙は、保育施設課、ネウボラセンター及び各施設にあります。 福山市ホームページ（保育施設課）にも掲載しています。
世帯状況報告書兼同意書※	児童扶養手当を受給していない場合（全額停止を除く）は、提出が必要です。 用紙は、保育施設課、ネウボラセンター及び各施設にあります。 福山市ホームページ（保育施設課）にも掲載しています。
祖父母・曾祖父母と同一住所に居住している場合は、保護者の収入が分かる書類	・保護者の２０２６年（令和８年）分の源泉徴収票または直近３か月分以上の給与明細（いずれもコピー） ・自営業の方は、２０２６年（令和８年）または２０２７年（令和９年）の確定申告書のコピー 源泉徴収票等のマイナンバーが記載されている書類については、マイナンバーを隠してコピーしてください。 保護者に月１０万円以上の継続的な収入（または年１２０万円以上の収入）が確認できた場合は、保護者のみで保育料等を算定します。 そうでない場合は、祖父母等のうち、所得が最も多い人を保育料等の算定に算入します。 求職中の方、収入のない方、働き始めてまだ３か月経過していない方などは、就労し、３か月分の給与明細がそろったら、そのコピーを提出してください。 就労収入のほか、次の収入がある場合は、関係資料を提出してください。 ・養育費を受けている場合は、公正証書または養育費の振り込まれている通帳の該当ページのコピー（表紙と該当部分。３か月分以上確認できるもの） ・遺族年金証書、障がい年金証書のコピー ・その他、収入が確認できる書類 なお、これらの書類は、後日の提出が可能です。提出があれば、次の保育料等の算定時に反映します。

※　ひとり親家庭の場合は、母子又は父子家庭である状況を、離婚を前提とした別居の場合はその状況を保護者が記入し、保護者自身で同意書に署名してください。

■同居している方が障がい者手帳等の交付を受けている場合

必要な書類	説明
手帳のコピー	身体障がい者手帳、療育手帳 または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている。
障がい認定通知書等のコピー	特別児童扶養手当を受給している。
証書のコピー	障がい年金を受給している。

■入所児童の就学前の上の子が次の施設を利用している場合

必要な書類	対象施設
２０２７年（令和９年）４月１日以降に発行された在園証明書 または通園証明書	・児童心理治療施設 （情緒障がい児短期治療施設） ・医療型児童発達支援 ・児童発達支援 ・特別支援学校幼稚部

※副食費の多子軽減の適用のために必要な書類です。多子軽減の詳細は２７～２８ページをご覧ください。

※４月１日以降に発行された証明書が必要ですので、入所決定後、証明書が準備でき次第、入所した保育所等へ証明書を提出してください。２０２８年（令和１０年）３月３１日までに提出があれば遡って適用します。

※幼稚園は、在園証明書の提出は不要です。

■病気や身体障がい等のある児童

必要な書類	対象施設
医師の診断書	心疾患・脳血管疾患・肺疾患等で定期的に医療機関を受診している場合や、その他の疾患で定期受診をしており、保育活動や食事で配慮が必要な場合は、医師の診断書が必要です。 その他の場合も、必要に応じ診断書の提出を求めることがあります。 ＜診断書記載内容＞ ①集団保育の可否（可の場合、集団保育で気をつけること） ②保育活動・食事制限の内容、保育所等の利用についての配慮事項等

■２０２６年（令和８年）１月１日・２０２７年（令和９年）１月１日に福山市に住民票がなかった保護者

必要な書類	対象施設
所得課税証明書 （所得金額、控除内訳の記載があるもの） ※コピー可	市町村民税が決定していない場合は、１月１日現在の住民登録地の市区町村での市町村民税申告が必要です。申告後、速やかに所得課税証明書を提出してください。 １月１日に日本国外に居住していた等により所得課税証明書が取得できない場合は、２０２５年（令和７年）及び２０２６年（令和８年）の年間収入が確認できる書類を提出してください。

<u>※マイナンバーによる情報連携で税額が確認できた場合、所得課税証明書の提出は不要です。</u>

入所希望日に応じ、次の表のとおり所得課税証明書の提出が必要となります。

入園希望日の属する月	２０２６年（令和８年）１月１日に福山市に住民票がなかった場合	２０２７年（令和９年）１月１日に福山市に住民票がなかった場合
４月～８月	２０２６年度（令和８年度）所得課税証明書	２０２６年度（令和８年度）所得課税証明書 ２０２７年度（令和９年度）所得課税証明書
９月～３月	提出不要	２０２７年度（令和９年度）所得課税証明書

※所得課税証明書を提出する場合は、それぞれ１月１日に住民票のあった市区町村に請求してください（単身赴任等により福山市外に在住している保護者についても、所得課税証明書の提出が必要です。）。

※２０２７年度（令和９年度）の所得課税証明書を取得できる時期は、自治体により異なります。該当の市区町村へお問い合わせの上、入所申込みの際に提出できない場合は、取得でき次第提出してください。

※必要な資料は「〇〇年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載があるもの）」です。「所得証明書」等とした場合は、必要な事項が記載されていないことがありますので、正確に伝えてください。

(8) 入所手続におけるマイナンバーの提出について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、教育・保育給付認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

マイナンバーの記入が必要な方

申込書（１枚目）に記入した保護者及び申込児童のマイナンバーを記入してください。
ただし、転所申込みの場合は、マイナンバーを提出する必要はありません。

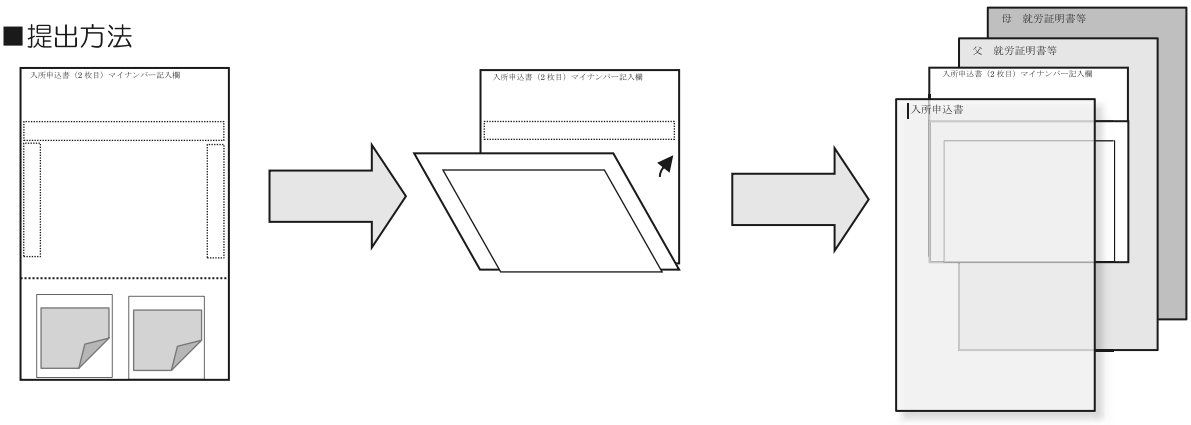
本人確認書類の添付

保護者の番号確認書類及び身元確認書類の**コピーを用紙に貼付してください。**
マイナンバー（個人番号）を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。
なお、申込児童及びその他世帯員の本人確認書類は添付する必要はありません。

提出方法

マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付した後、用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

■提出方法



①マイナンバーを記入し、本人確認書類を貼付する。

②用紙中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じる。

③他の申込書類と上端を合わせて、左上角をホッチキス等で綴じて提出する。

マイナンバーＱ＆Ａ

Ｑ　福山市は、取得したマイナンバーを何に使いますか？

Ａ　他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。

Ｑ　入所申込みに際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

Ａ　関係法令の施行により必要となりましたので、提出にご協力ください。なお、入所申込書２枚目（マイナンバー記入欄）の用紙の提出がない場合は、マイナンバー提出の意思がないものとみなします。この場合も、福山市は入所申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

(9) 利用調整（入所審査）の方法について

保護者の就労時間、家庭状況等により優先順位をつけ、保育所等を決定（利用調整）しています。
福山市ホームページに、利用調整の詳細を掲載しています。

入所可能人数の決定

入所可能人数は、保育室等の面積、保育士等の職員数、継続児童数、継続児童の状況（病気・障がい等の特性など）を踏まえて決定します。なお、継続児童数は、審査会までに提出された退所届のほか、育休予約（２０２７年3月３１日までの入所予約）の取下げに加え、２０２７年度の利用調整による転所承諾等によっても変動するため、**事前に入所可能人数をご案内することはできません。**

きょうだい特別入所の利用調整（幼稚園等の教育部分での在籍は対象外）

きょうだい（里子を含む）が入所している保育所等への申込みまたはきょうだい（里子を含む）が在籍していない同一の保育所等への申込みについては、新規入所・転所を問わず、**一定の条件を満たすとき**は、優先で利用調整を行います。

また、地域型保育事業の在籍児童が満３歳に達して卒園する年度に、その児童のきょうだい（里子を含む）が現に同一の地域型保育事業に在籍しており、きょうだい同時に連携施設への転所を希望する場合も、一定の条件を満たすときは、優先で利用調整を行います。

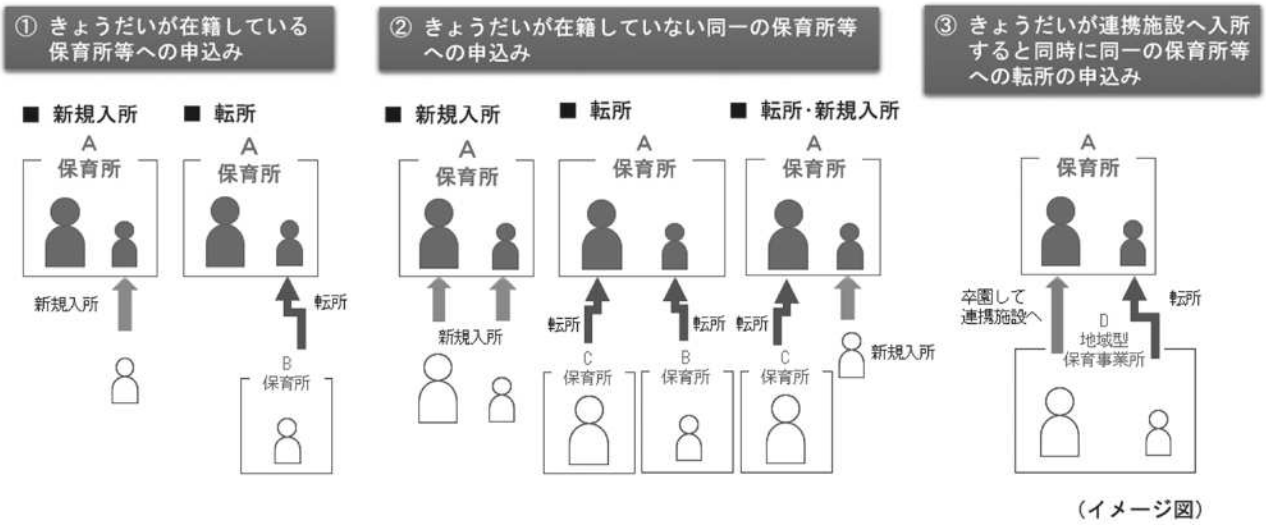
※きょうだい特別入所の申込みでも、希望する保育所等に空きがない場合などは入所できません。

きょうだい特別入所の対象となる条件

保護者が次のいずれかに該当すること

- 通勤時間を除き、月１２０時間以上の就労要件
- 通学時間を除き、月１２０時間以上の就学・職業訓練要件
- 産前・産後要件
- 病気・障がい要件

※きょうだい（里子を含む）同時申込みの指数加点は、きょうだい特別入所の対象外であっても適用されます。



４月１日入所枠

新たに就労を開始する世帯や、病気・障がい等の要件により、４月１日から入所が必要な世帯のために私立保育施設に設定している０歳児を対象とした入所枠です。なお、入所希望日が４月１日であれば、育休復帰の場合も対象になります。

育休予約枠（育児休業給付金（手当金）対象者）

育児休業給付金（手当金）の対象となる育児休業を取得している（取得予定を含む）場合に、年度途中の入所予約を行う入所枠です。詳しくは、１２ページをご覧ください。

※育児休業給付金（手当金）の受給を確認する書類が提出されない場合は、予約を取り消します。

※育児休業給付金受給前の申込みの場合は、受給後速やかに内定先保育所等に提出してください。

※育児休業給付金の対象とならない育児休業からの復帰に伴う入所申込みは指数加点のみ行います。

利用調整に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　どうすれば入所しやすいですか？

Ａ１　通所可能な保育所等を多く希望してください。保育所等は「保育を必要とする要件」の認定があれば入所できますが、入所可能人数を上回る申込みがあった場合は利用調整を行うため、特定の保育所等のみを希望された場合には、入所ができないことがあります。

※利用調整は、指数（１か月の就労等の合計時間数を基に、ひとり親等の家庭状況、保育料の滞納状況等を反映）が高い順に入所を決定します。なお、最も指数が低い認定要件は、求職活動要件です。

Ｑ２　入所可能人数がわからないと希望順位を決めることができません。どうしたらいいですか？

Ａ２　入所したい順に第一、第二、第三希望…としてください。利用調整では、希望する全ての保育所等を同時に審査し、入所可能な保育所等のうち、もっとも希望順位が高い保育所等に決定します。

※希望先順位により、指数が加点・減点されることはありません。

Ｑ３　●△保育所の２歳児ですが、１人も入所できないことがありますか？

Ａ３　入所可能人数が０人の場合は、利用調整を行うことができず、誰も入所できません。

例：１歳児入所可能人数１８人、２歳児入所可能人数１８人の場合に、１歳児全員が次年度も継続する場合は、２歳児の新規入所可能人数は０人となります。

Ｑ４「きょうだい特別入所」や「育休予約」であれば、必ず入所できますか？

Ａ４　希望保育所等の対象年齢の入所可能人数が０人の場合のほか、それぞれの入所可能枠を上回る申込みがあった場合は利用調整を行うため、入所できないことがあります。

Ｑ５　保育所等空き状況が「4/1 枠○、育休枠×」とはどういうことですか？（第三次審査まで）

Ａ５　育休予約の枠に空きがありませんが、「４月１日入所枠」（育休復帰での入所希望日が４月１日を含む）には空きがあり、利用調整が可能な状況です。

Ｑ６「きょうだい特別入所」を希望する場合は、どのように申込めばいいですか？

Ａ６「きょうだい特別入所」は、条件に該当する場合（２２ページ参照）に自動的に適用されるため、通常どおり申込みを行ってください。

Ｑ７　第一希望にしか入所する気がないので、第二希望以降は記入しなくてもいいですか？

Ａ７　入所するつもりがない保育所等を記入する必要はありませんが、第一希望のみであっても利用調整で優先されることはありません。会社の託児所を利用するなど、保育所等以外の保育手段がある場合を除き、なるべく多くの保育所等を希望してください。

Ｑ８　入所できなかった場合は、希望保育所等を追加したいのですがどうしたらいいですか？

Ａ８「入所申込変更届出書」（保育所等または保育施設課で入手していただくか、福山市ホームページからダウンロードしてください。）を第一希望の保育所等または保育施設課に提出してください。

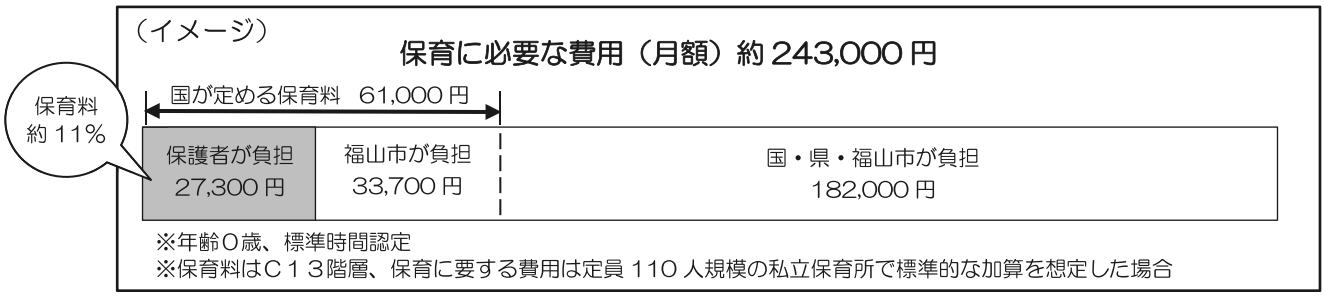
※第一次、第二次、第三次、５月、６月と、利用調整を経るごとに入所可能人数は減少します。当初の申込みから、通所可能な保育所等を多く希望してください。

利用調整結果後の保育所等の空き状況（◯・△・×で表記）はホームページに掲載しています。
「福山市保育所等空き状況」で検索してください。
※「×」がついている保育所等であっても希望可能です。また、「×」がついていても、入所決定の取下げや在園児の退所等により審査可能となる場合があります。

4 保育料及び副食費

(1) 保育料

保育料は、日々の保育を行うために必要な費用の一部を保護者の収入状況等に応じて負担していただくものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。



保育料の引下げについて

福山市では、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、次代を担うこどもの健やかな成長を社会全体で支えていくため、2027 年（令和９年）４月分から第１子の保育料を引き下げます。詳しい保育料は２６ページに記載しています。

保育料の決まり方

保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の保育料は、同じ計算方法で決定します。

■対象児童の年齢

２０２７年（令和９年）４月１日時点の年齢（学年年齢）で区分します。年度内は、誕生日を迎えても保育料は変わりません。

■算定対象となる保護者・扶養義務者

保護者（父及び母。ひとり親世帯の場合は、いずれか一人）の市町村民税の合算額で算定します。

保護者の収入が、ふたり親世帯で非課税、ひとり親世帯で１か月に１０万円に満たない場合で、同居の祖父母・曾祖父母等がいる世帯は、最多所得者を保育料の算定に算入します。

※市民税未申告の場合等は、副食費「徴収」、保育料は原則として仮の階層で決定します。

■市民税（課税地により「区民税」「町民税」「村民税」となります。）の課税状況

市民税の課税の有無と、市民税所得割の額を保育料の算定に用います。

市民税所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します（以降、この額を「市民税所得割額Ⓐ」と記載します。）。

また、政令指定都市で市民税が課税されている場合は、税額控除前の所得割額に８分の６を乗じて計算した額で算定します。

保育料の算定に適用される収入及び市民税の年度は、次のとおりです。

収　入	市民税の年度		保　育　料
２０２５年中 （令和７年中）	２０２６年度 （令和８年度）	▶	２０２７年度（令和９年度）４月から８月分まで
２０２６年中 （令和８年中）	２０２７年度 （令和９年度）		２０２７年度（令和９年度）９月から３月分まで

■保育必要量

認定を受けた保育必要量によって、保育料が異なります。

認定変更により保育必要量が変更になった場合は、変更になった月から保育料を変更します。

■保育料表の適用

以上の内容を２６ページの保育料表に当てはめて、保育料を決定します。

なお、３歳以上児、生活保護を受給している世帯、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の保育料は無償です。（３歳以上児は副食費（おかず代等）が一定の場合を除き必要となります。）

また、ひとり親世帯、障がいのある人がいる世帯は、後述する保育料の減額が適用される場合があります。

ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯の保育料

次の要件を全て満たす場合は、保育料表[特例]の保育料が適用されます。

①ひとり親と認定される世帯または世帯員が障がい者手帳等を所持している。

②保護者・扶養義務者の市民税所得割の合算額（市民税所得割額Ⓐ）が７７,１０１円未満

第２子以降の保育料無償化

０～２歳児で同一生計の上の子がいる場合の保育料は、無償です（３歳児～就学前の保育料は一律無償）。

- 原則手続不要（別居のきょうだいがいる場合は手続が必要）
  ※別居の子に関する同一生計申立書、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報等の提出が必要
- 第１子の年齢は問いません
- 所得制限無し

特別な場合の保育料

■税額が不明の場合の保育料

保育料の算定に必要な税額が確認できなかった場合は、原則として仮の階層で保育料を決定します。適正な保育料の算定のため、関係資料（２０ページ参照）を提出してください。

他市町村から転入された方、確定申告等をしていない方、保護者のいずれかが単身赴任している方、外国に居住していた方などが該当します。

■月途中に入所・退所した場合の保育料

月途中に入所または退所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所届を提出せず通園しなくなる場合や自己都合で長期に欠席された場合であっても保育料がかかります。

食事について

３歳未満児は主食を含めた食事となっており、その費用は、保育料に含まれています。３歳以上児は、保育料は無償となりましたが、副食費は世帯によって有償の場合と無償の場合があります。詳しくは、保育料表を参照してください。また、３歳以上児は主食を持ってきていただく場合があります。

(2) 保育料表　２号・３号

記載内容は、作成日時点のものです。変更等があった場合は、別途お知らせします。

階層区分	市民税の課税状況等	保育料【月額/円】 【第１子】３歳未満児 標準時間	【第１子】３歳未満児 短時間	３歳以上児 標準時間	３歳以上児 短時間
A	生活保護世帯	0	0		
B	非課税	0	0		
C1	均等割のみ課税	0	0		
C2	4,800円未満	4,000	3,800		
C3	4,800円以上 26,700円未満	5,200	5,000		
C4	26,700円以上 48,600円未満	6,800	6,600		
C5	48,600円以上 65,000円未満	8,600	8,200		
C6	65,000円以上 81,000円未満	10,800	10,400		
C7	81,000円以上 97,000円未満	13,400	13,000		
C8	97,000円以上 111,400円未満	14,600	14,000		
C9	111,400円以上 125,800円未満	16,400	15,800		
C10	125,800円以上 140,200円未満	17,700	17,100		
C11	140,200円以上 154,600円未満	19,800	19,200		
C12	154,600円以上 169,000円未満	22,600	22,000		
C13	169,000円以上 202,000円未満	27,300	26,400		
C14	202,000円以上 235,000円未満	33,500	32,600		
C15	235,000円以上 268,000円未満	39,100	38,200		
C16	268,000円以上 301,000円未満	44,400	43,500		
C17	301,000円以上 349,000円未満	48,700	47,500		
C18	349,000円以上 397,000円未満	54,600	53,400		
C19	397,000円以上	58,400	56,800		

３歳未満児 … ０・１・２歳児クラス
３歳以上児 … ３・４・５歳児クラス

３歳以上児の保育料は無償ですが、副食費（おかず代等）が必要です。ただし、市民税所得割額Ⓐが 57，700 円未満（ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯は、市民税所得割額Ⓐが 77，101 円未満）の世帯は副食費が免除されます。

また、保育所などの就学前施設に３人以上通所されている場合は、市民税所得割額Ⓐに関係なく、３人目以降は副食費が免除されます。

※副食費の金額及び納付方法については、各施設へお問い合わせください。

【市民税の課税状況と課税額】

保護者・扶養義務者の合算額で算定します。所得割の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除等の税額控除前の額で算定します。――市民税所得割額Ⓐ

なお、2027 年（令和 9 年）4 月分の算定から年少扶養親族が 3 人以上の場合の減算を廃止します。

ひとり親世帯 / 障がいのある人がいる世帯の保育料

次の要件を全て満たす場合は、右の保育料表[特例]が適用されます。

①ひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい者手帳等を所持している。

②市民税所得割額Ⓐが 77,101 円未満

■保育料表［特例］

階層区分	保育料【月額/円】 【第１子】３歳未満児 標準時間	【第１子】３歳未満児 短時間	３歳以上児 標準時間	３歳以上児 短時間
B@, C1@	0	0	0	0
C2@ から C6@ まで （市民税所得割額Ⓐ 77,101 円未満）	3,800	3,800	0	0

(3) 副食費（おかず代等）の免除

副食費の免除の要件

保育所等を利用しているこどもに上の子がいる場合の副食費は、免除になる場合があります。

対象：３歳以上児（３歳児とは…４月１日時点で３歳の子）

※３歳未満児の副食費は保育料に含まれています。

副食費の算定において上の子とカウントする範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。上の子が児童発達支援等に在籍している場合は、在園証明書等の提出が必要となることがあります。

■副食費の免除対象表

世帯の状況	市民税所得割額Ⓐの額	上の子とカウントする範囲	在園証明書の提出	対象児童の副食費	
				対象児童が第２子	対象児童が第３子以降
ひとり親世帯 または 障がいのある人がいる世帯	７７,１０１円未満	保護者と同一生計のこども全て	不要	免除（０円）	免除（０円）
	７７,１０１円以上	対象施設に在籍する就学前のこども	要	徴収	免除（０円）
上記以外の世帯	５７,７００円未満	保護者と同一生計のこども全て	不要	免除（０円）	免除（０円）
	５７,７００円以上	対象施設に在籍する就学前のこども	要	徴収	免除（０円）

■対象施設一覧表

在園証明書等の提出が不要な施設		在園証明書等の提出が必要な施設	
○保育所	○幼稚園	○児童発達支援	○児童心理治療施設
○認定こども園		○特別支援学校幼稚部	（情緒障がい児短期治療施設）
○地域型保育事業			○医療型児童発達支援

■副食費の免除対象表の見方（例）

表の見方（例）	
世帯の例	多子軽減の適用内容
ひとり親世帯で市民税所得割額Ⓐが７７,１０１円未満の場合	・対象児童より年上で、保護者と同一生計のこども全てを「上の子」と認定します。 ・認定した上の子が１人でもいる場合は、対象児童の保育料は無料になります。
ふたり親世帯で市民税所得割額Ⓐが５７,７００円以上の世帯	・対象児童より年上で、上記のいずれかの施設に在籍しているこどものみを「上の子」と認定します。ただし、「在園証明書等の提出が必要な施設」を利用しているこどもについては、在園証明書等の提出があった場合のみ「上の子」と認定します。

例：ふたり親世帯・４人きょうだい

第１子が小学生、第２子が５歳児、第３子が４歳児、第４子が３歳児

市民税所得割額が１０万円の場合　→　第２子の副食費は「徴収」（第１子扱いのため）

第３子の副食費は「徴収」（第２子扱いのため）

第４子の副食費は「免除」（第３子扱いのため）

・ ひとり親世帯とは、関係資料（１９ページ参照）を提出することにより、保育料の算定においてひとり親と認定された世帯です。
・ 障がいのある人がいる世帯とは、障がい者手帳のコピー等を提出することにより、保育料の算定において障がいのある人がいると認定された世帯です。
・ 「保護者と同一生計のこども全て」とは、保護者と生計を一にしていれば、年齢・同居の有無・実子であるか否か等は問いません。
・ 副食費の免除対象表（２７ページ）で在園証明書の提出が「要」となっている場合は、対象施設一覧表（２７ページ）で施設の種別を確認してください。在園証明書等の提出が必要な施設に在籍しているこどもについては、在園証明書等を提出いただくことで上の子と認定されます。

在園証明書等の提出について

２７ページの「在園証明書等の提出が必要な施設」に在園されている場合は、２０２７年（令和９年）４月１日以降に発行された在園証明書・通園証明書等を提出してください。**在園証明書等は毎年度提出が必要です。**

入所決定後、証明書の準備ができ次第、入所した保育所等へ証明書を提出してください。２０２８年（令和１０年）３月３１日までに提出があれば入所月にさかのぼって適用します。

(4) 保育料等の決定と通知

保育料等は、入所の決定後に税額等の調査を行い決定します。

保育料等決定通知書の送付時期・送付方法等は、次のとおりです。なお、緊急入所や産休・育休復帰などにより月の１日以外が入所日の場合は、入所日・入所決定日に応じて、次の表のいずれかの入所日と同様の時期・方法でお知らせします。

入所月	保育料の対象月	保育料等決定通知書	
		送付の時期	送付の方法
前年度から継続または４月	４月 ～ ８月分	４月中旬	保育所等からお渡し
	９月 ～ ３月分	９月中旬	保育所等からお渡し
５月～８月	入所月～８月分	入所月の２０日頃	郵送
	９月 ～ ３月分	９月中旬	保育所等からお渡し
９月	９月 ～ ３月分	９月中旬	保育所等からお渡し
１０月 ～３月	入所月～３月分	入所月の２０日頃	郵送

※　口座振替の手続ができていない世帯の納付書は、保育料等決定通知書と同封して送付します。

(5) 保育料・副食費の変更・減免

保育料の変更

世帯に異動があった場合は、保育料や副食費の変更を行うことがあります。次の場合は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に必要事項を記入し、その他必要な書類を添付して利用している保育所等へ提出してください。用紙は保育所等にあります。

① 住所・名前が変わった
② 生活保護の受給を始めた/保護廃止となった
③ 世帯員の障がい者手帳等の所持状況が変わった
④ 離婚した/離婚を前提とした別居を始めた/配偶者が亡くなった
⑤ 結婚した/未届だが共同生活（事実婚）を始めた
⑥ 祖父母等と同居を始めた/別居を始めた
⑦ 保護者と生計を一にしているこどもの状況が変わった

毎月２５日までに保育施設課に届いた書類等により、翌月の保育料決定時に変更を行います。

２０２７年度（令和９年度）保育料及び副食費の変更等に関する書類の最終提出期限は、２０２８年（令和１０年）3月３１日（金）です。

市民税の申告・修正申告等を行った場合は、申告書の控えを保育施設課へ提出してください。上記と同様、毎月２５日までに届いた書類により、翌月、保育料や副食費の変更を行います。最終提出期限は、２０２８年（令和１０年）3月３１日（金）です。

ただし、税務署への申告等を行うことによる保育料や副食費の見直しは、２０２７年（令和9年）１２月２８日（火）が期限です。それまでに申告書の控えを保育施設課へ提出してください。

保育料の減免

次の場合は保育料の見直しができることがあります。保育施設課へお問い合わせください。

減免の最終申請期限は２０２８年（令和１０年）3月３１日（金）です。

① ２０２６年（令和8年）または２０２７年（令和9年）中に、離婚または結婚した場合
② ２０２６年（令和8年）または２０２７年（令和9年）中に、世帯員が身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を取得した場合
③ ２０２６年（令和8年）または２０２７年（令和9年）中に、未婚で出産した場合
④ 災害等により被害を受けた場合
⑤ 保育中に発生した事故により児童が連続して１５日以上休所した場合等
⑥ 特定の感染症により児童が連続して１５日以上休所した場合等（医師の診断書が必要です。）
⑦ 世帯の収入が著しく減少した場合（ 保育料決定の基準年の収入と比較を行い、3か月以上の期間で４０%以上減少していることなどが条件です。）

(6) 保育料の納付について

保育料の納付先

保育料の納付先は、利用する施設の種類に応じて、次のとおりです。本書では「福山市へ納付」となっている部分について説明を記載しています。

施設の種類	保育料の納付先
公立・私立保育所 公立認定こども園	福山市へ納付
私立認定こども園 地域型保育事業	各施設へ納付 （納付方法等は、施設へお問い合わせください。）

公立・私立保育所、公立認定こども園の保育料及び副食費の納付方法

保育所等保育料及び副食費の納付は口座振替を原則としています。ご理解とご協力をお願いします。

※　事情により口座振替によらない場合は、納付書をお送りしますので、納付期限までに納付してください。
※　スマホ決済アプリの請求書払い機能でもお支払いができます。詳しくは福山市ホームページをご確認ください。

口座振替の手続をしていただくと、便利で納め忘れがないだけではなく、還付がある場合の手続が不要となるなど、利便性が向上します。

■口座振替申込方法

「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、預（貯）金口座のある福山市内に本支店のある金融機関の窓口に提出してください。

その際、届出内容は「１　新規」にチェックをしてください。「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」は、保育所等にあります。

手続に必要な書類等については、各金融機関にご確認ください。

■口座振替の開始

金融機関が、毎月２５日までに「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」を受理した方について、原則、翌月分から口座振替をします（営業日によっては翌月に間に合わない場合があります。）。

口座振替の手続が完了した方には、口座振替を開始する月の中旬に「口座振替開始のお知らせ」をお送りしますので、金融機関名、支店名等の確認をお願いします。なお、４月または９月から口座振替を開始する方については、保育料決定の通知書に口座名等を記載することで、口座振替開始のお知らせに代えさせていただきます。

口座振替の手続をしたにも関わらず納付書が送付されてきた場合は、その月の分は納付書で納めてください。「口座振替開始のお知らせ」が届いたら、以降の納付書は不要となります。

■口座振替日

当月分の保育料を毎月２７日に振替します。ただし、振替日が休日の場合は、翌営業日になります。

資金不足等で振替ができなかった場合は、再度の振替ができませんので、必ず振替日の前日までに残高確認や指定預(貯)金口座への入金をお願いします。

なお、振替ができなかった方については、振替日の翌月の初旬頃に、保育所等保育料口座振替不能通知書兼納付書をお送りしますので、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

■口座振替の金融機関等を変更または廃止する場合

口座振替の金融機関、口座番号、預(貯)金種別、口座名義人等を変更または廃止する場合は、「福山市保育所等保育料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、金融機関に提出してください。

その際、届出内容は、「２　変更」または「３　廃止」にチェックをしてください。

手続に必要な書類等については、各金融機関にご確認ください。

保育料・副食費の納期限について

保育料及び副食費の納付は納期限までにお願いします。毎月末が当月分の保育料の納期限です。

なお、納期限が過ぎた納付書でも使用できます。

納期限を一定期間過ぎても納付がない方へは、督促状兼納付書を送付します。

保育料・副食費を滞納された場合

上記の督促状兼納付書に記載された指定期限までに納付がない場合は、次の対応をとる場合があります。保育料や副食費は必ず納期限内に納付してください。

１　施設長等による面接指導

２　自宅及び勤務先への電話・訪問

３　勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査

４　差押（預金・給与・生命保険・不動産等）等の滞納処分

なお、保育料を滞納した期間に応じて、延滞金がかかる場合があります。

(7) 保育料の試算方法等

保育料の試算方法

入所申込みの前等に保育料の額をお知りになりたい場合は、世帯の税額等を確認し、３３ページの保育料の試算手順により試算をしてください。

税額等の確認の方法

税額等が分かる資料に応じて、次の説明の金額等で確認してください。

なお、次の様式は２０２６年度（令和８年度）の福山市のものです。法改正等により２０２７年度（令和９年度）は変更となる可能性があります。また、他市町村の様式は、福山市と異なる場合がありますのでご注意ください。

また、政令指定都市で市民税が課税されている場合は、税額控除前の所得割額に８分の６を乗じて計算した額で算定します。

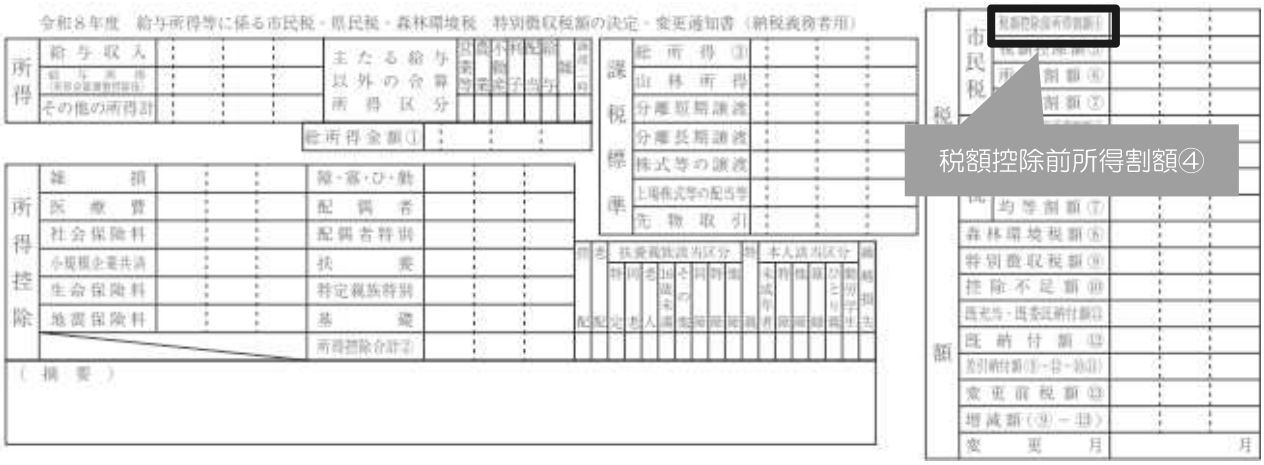
■給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

・ 給与所得者（お勤めの方）に対し、毎年６月頃に勤務先で配付されます。

・ ４月～８月分の保育料　→　２０２６年度（令和８年度）の通知書に記載の額等によります。

・ ９月～３月分の保育料　→　２０２７年度（令和９年度）の通知書に記載の額等によります。

確認する項目	資料のどこを見ればよいか
税額控除前の所得割額	市民税の「税額控除前所得割額④」の金額です。



この資料に記載の額は、実際の保育料算定に用いる額と調整控除等により差異があるため、この資料に基づく試算の方が１階層高く保育料が算定される場合があります。

■市民税・県民税納税通知書

- 給与所得者以外の方に対し、毎年６月頃に市から郵送されます。
- ４月～８月分の保育料 → ２０２６年度（令和８年度）の通知書に記載の額等によります。
- ９月～３月分の保育料 → ２０２７年度（令和９年度）の通知書に記載の額等によります。

確認する項目	資料のどこを見ればよいか
税額控除前の所得割額	市民税の「算出税額」から「調整控除額」を引いた額です。



市民税額の確認等は課税地の市民税担当課（福山市では市民税課 084-928-1020）へご相談ください。

保育料の試算手順

算定年度

市民税の年度		保育料
２０２６年度（令和８年度）	▶	２０２７年度（令和９年度）４月～８月分
２０２７年度（令和９年度）	▶	２０２７年度（令和９年度）９月～３月分

基になる税資料

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書



どちらか

市民税・県民税納税通知書



税額控除前所得割額④から調整控除額を引いた額

市民税の税額控除前所得割から調整控除額を引いた額

世帯税額の算定

父 税額控除前の市民税所得割額 ＿＿＿円

＋

母 税額控除前の市民税所得割額 ＿＿＿円

＋

※ 税額控除前の市民税所得割額 ＿＿＿円

市民税所得割額Ⓐ ㋐ ＿＿＿円

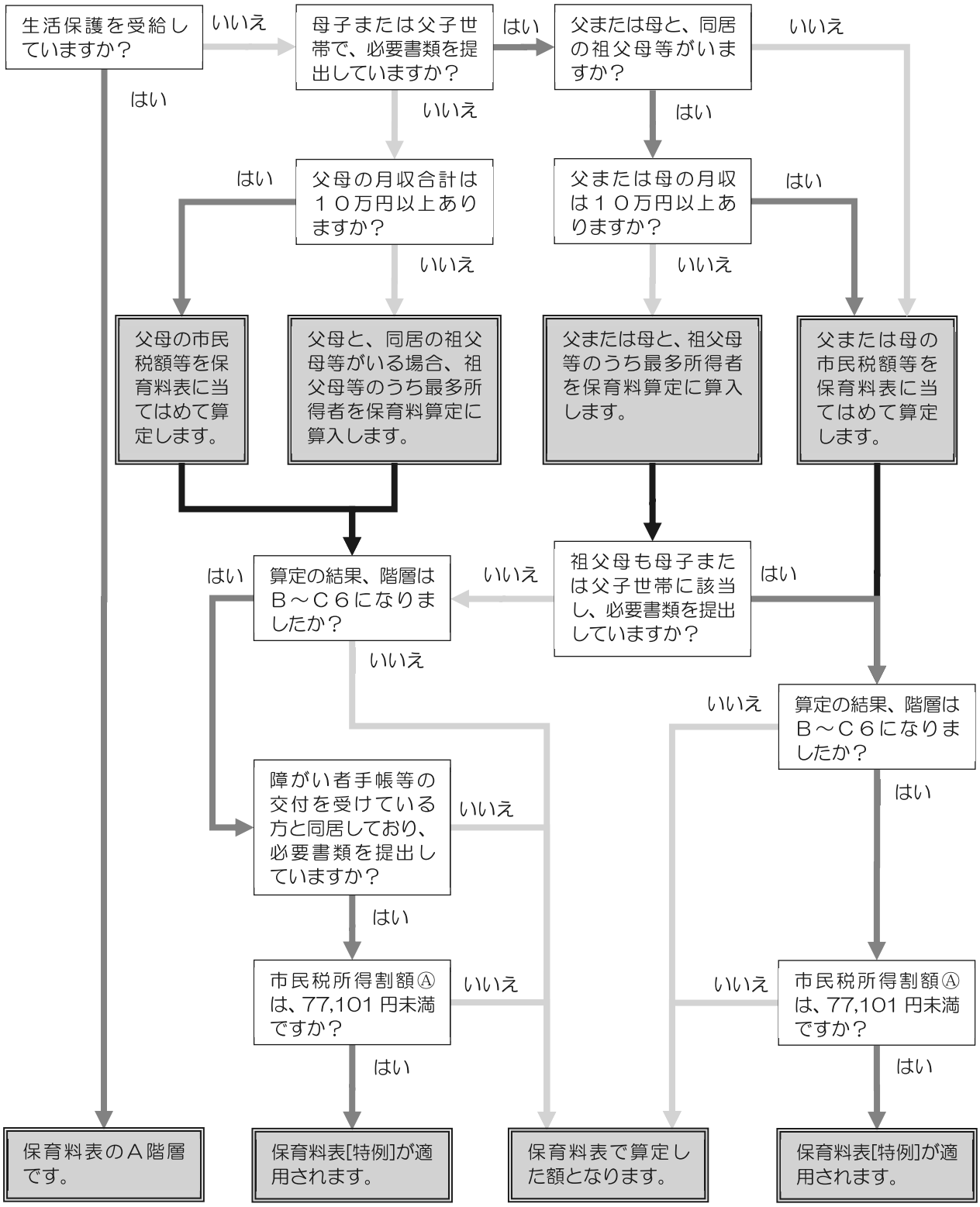
※ 市民税が政令指定都市で課税されている場合は、税額控除前所得割額に８分の６を乗じて計算した額で試算してください。

※ 世帯税額の算定は、原則として父母で行います。父母の合計月収が概ね 10 万円未満の場合で祖父母・曾祖父母等と同居している場合は、祖父母等のうち最多所得者を算入します。
詳細は保育料詳細判定フローチャートをご覧ください。

㋐の額を２６ページの保育料表の市民税の課税状況等の欄に当てはめると、月額保育料が算出されます。

より詳細に試算したい場合は、次ページの保育料詳細判定フローチャートをご覧ください。

保育料詳細判定フローチャート



5 入所申込みされた方へ/入所された方へ

(1) 入所申込みされた方へ（利用調整（入所審査）など）

入所待機の場合の自動継続審査について

入所待機となった場合は、入所待機の通知を送付しますが、１２月実施の利用調整まで引き続き入所審査を行います。入所決定となった場合のみ、通知（入所承諾通知）を送付します。

ただし、認定要件が求職活動、産前・産後要件や有期雇用等の場合は、認定要件の有効期間以降は継続審査の対象外となり、再度入所申込みが必要となります。

２０２８年度(令和１０年度)の入所申込みは、継続審査の対象外となり別途申込みが必要です。

※入所決定後に辞退された場合、同年度中の利用調整（入所審査）で指数減点の対象となります。
入所の意思がなくなったときは、速やかに入所申込みの取下げの手続きを行ってください。

希望保育所等の変更、入所申込みの取下げ等について

次に掲げる項目については、「入所申込変更届出書」の該当欄に記入し提出してください（電子申請でも可）。９～１０ページに記載の申込締切日までに提出のあったものについて、その回の入所審査から適用します。用紙は保育所等にあります。

項　　目	注　意　事　項	変更届出書の提出先
希望保育所等の変更・追加	希望の施設を追加する場合は、新たに希望する施設だけでなく、希望する全ての施設を記入してください。	保育所等 保育施設課 ネウボラセンター
入所希望日の変更	入所審査の結果通知の発送後は、入所日の変更はできません。	
きょうだい同時申込時の同時同園希望の変更	―	
入所申込みの取下げ	―	
入所決定後の入所辞退	「入所申込変更届出書」と合わせて「入所承諾通知書」を返却してください。 転所決定を取り消した場合は、転所前の保育所等を引き続き利用することはできません。	入所決定した保育所等

認定要件の変更について（入所・転所申込み中／利用中の方共通事項）

保護者の方が保育を必要とする状況に変更があった場合、または認定要件の有効期間満了後も引き続き保育の必要性の認定を申請する場合は、変更後の「保護者が保育を必要とする事由を証明する書類」（８ページ参照）の提出が必要です。認定がない場合は、保育所等を利用中の方は退所となります。

なお、毎月１０日（１０日が土曜日の場合は９日（金）、１０日が日曜日の場合は８日（金））までに保育所等へ書類の提出があったものについて、翌月から認定要件の変更（標準時間/短時間の変更、期間の変更等）を適用します。

住所等の変更について（入所・転所申込み中／利用中の方共通事項）

住所が変更となった場合は、「入所申込変更届出書」に変更内容を記入して、第一希望の保育所等へ提出してください（電子申請でも可）。用紙は保育所等にあります。市民課等での転居手続とは別に届出が必要です。

入所後は、「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

(2) 認定時間の変更について

毎月１０日（１０日が土曜日の場合は９日（金）、１０日が日曜日の場合は８日（金））までに保育所等へ書類の提出があったものについて、翌月から変更を適用します。

提出期限を過ぎると、翌月からの認定変更ができません。保育必要量（標準時間、短時間）によって、保育料や延長保育料が異なる場合がありますので、ご注意ください。

■短時間認定への変更を希望する場合

「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に必要事項を記入して提出してください。用紙は保育所等にあります。就労証明書等の添付を求める場合があります。

■標準時間認定への変更を希望する場合

「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」と、標準時間認定の要件を満たす書類（保護者それぞれの月に１２０時間以上の就労時間となっている就労証明書等）の提出が必要です。

(3) 転所について

転所を希望する場合は、転所したい第１希望の保育所等へ「入所申込書類」を提出してください。用紙は、保育所等にあります。

※転所についても、転所待機となった場合は、自動継続審査（認定要件の有効期限がある場合は除く）の対象となります。転所決定を待っている間に転所の意思がなくなった場合は、必ず保育施設課へ連絡し、転所申込みの取下げをしてください。いったん転所が決定（転所内定も含む）すると、転所前の保育所等の在籍がなくなりますので、「前の保育所等に戻る」ことはできません。

※申請の時期が異なる場合などで、認定要件（勤務先・就労時間等）に変更がないときは、**証明日の属する月の翌々月末まで**は就労証明書のコピーでの申請が可能ですので、証明を受けた就労証明書のコピーを保存しておくことを推奨します。

※育休期間内に転所はできません（復職（予定）年月日と同時またはその１０日前の期間内の転所申込みは除く。）。

(4) 退所について

退所する場合は、「退所届」と「認定証（交付を受けている方のみ）」を通っている保育所等に提出してください。退所届の用紙は保育所等にあります。

なお、月途中（月の２日以降）に保護者が福山市外へ転出する場合は、保育所等の利用は転出日の属する月の末日までとなります。また、１か月を超える長期欠席の場合は、原則退所となります。

6 入所申込み後に離婚された方へ/結婚された方へ

(1) 入所申込み後に離婚等をされた方へ

入所申込後に離婚した、離婚を前提とした別居を始めたまたは配偶者が亡くなった場合は、対象児童の親権者となる方が、次の手続をしてください。提出が必要な書類は、保育所等へ提出してください。

提出書類	離婚	別居	死別	説明
保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書	◎	◎	◎	用紙は保育所等にあります。
ひとり親家庭等申立書	◎	◎	◎	用紙は保育所等にあります。
戸籍謄本のコピー	△	－	－	離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピーを提出してください。
遺族年金証書のコピー	－	－	△	遺族年金を受給している場合は提出してください。
世帯状況報告書兼同意書	△	◎	－	記入方法等の詳細は、１９ページをご覧ください。 （離婚の場合） 児童扶養手当受給資格（所得要件による全部停止を含む）がある場合は、提出不要です。 （離婚前提別居の場合） 必ず提出してください。状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります。 ※原則、住民票の異動を行っていない場合はひとり親として認定できません。
保護者の収入が分かる資料	○	○	○	祖父母等と同居している場合は提出してください。詳しくは１９ページをご覧ください。

◎：必須　　○：保育料の算定に影響（提出があれば保育料の軽減ができることがあります。）
△：児童扶養手当受給資格（所得要件による全部停止を含む）がある場合は、提出不要です。

世帯状況の変更による保育料の変更は、必要な書類を全て提出いただいた時点で、事由発生日（離婚日等）の属する月の翌月（事由発生日が１日の場合は当月）から適用します。

■離婚等による保育料振替口座の廃止について

離婚または離婚前提別居を始めた場合は、その届出のあった時点で、登録されている保育料振替口座を廃止します。親権者が確定し、姓変更等による口座名義の変更の完了後、改めて口座振替の登録をしてください。その間は、納付書による納付をお願いします。

死別された場合は、振替口座が亡くなられた方の名義の場合のみ、振替口座を廃止します。

(2) 入所申込み後に結婚等をされた方へ

入所申込み後に結婚した場合や、婚姻届を提出していないが共同生活を始めた（事実婚）場合は、次の手続を行ってください。提出が必要な書類は、保育所等へ提出してください。

必要な手続等	説明
保護者・住所・こどもの姓の変更の手続	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記入して提出してください。用紙は保育所等にあります。
結婚相手の名前等の届出	「保育所等の利用に係る変更届出書兼教育・保育給付認定変更申請書」の所定の欄に、必要事項を記入し提出してください。
結婚相手の「保育できない状況を証明する書類」	８ページに記載の「保護者が保育を必要とする事由を証明する書類」のうち、いずれかを提出してください。
口座振替の変更の手続	結婚により口座を変更する場合または口座は同じだが口座名義が変更になる場合等は、口座振替依頼書に必要事項を記入して金融機関へ提出してください。用紙は保育所等にあります。

公立保育所等一覧表

- 記載内容は、この冊子の作成日時点の２０２７年度（令和９年度）の予定です。作成日以降に変更がある場合があります。
- 利用可能時間・休園日等の詳細については、施設にお問い合わせください。
- 標準時間、短時間それぞれの場合の保育利用可能時間帯は、７ページに記載のとおりです。認定された利用時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が必要です。
- 全ての公立保育所等で延長保育及び一時預かりを実施しています。実施内容については、各保育所等へお問い合わせください。なお、入所状況により利用できない場合があります。
- 今後の申込状況により、集団での保育の実施が困難となる場合は、分園、または休園とすることがあります。
- 保育対象年齢の注釈は、次のとおりです。

保育対象年齢	説　明
０歳以上	生後５７日以上の児童
おおむね１歳以上	入所月中に満１歳に達する児童
おおむね２歳以上	入所月中に満２歳に達する児童

■生後５７日以上について

「０歳以上」の保育所等は、原則として生後５７日以降の１日入所での申込みが可能です。出産前の場合は、出産予定日を基準としてください。なお、生後４３日以降５７日未満での入所を希望される場合は、母の診断書（出産後５６日未満での就労に支障がないことを明記）が必要です。事前に、保育施設課までお問い合わせください。

■公立保育所［五十音順］

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	0008	あけぼの保育所	曙町三丁目12番20号	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-1239	12月4日(金)
2	新市	0914	網引保育所	新市町宮内1442番地1	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5810	12月3日(木)
3	芦田	0205	有磨保育所	芦田町上有地339番地5	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-958-3800	12月1日(火)
4	駅家	0402	駅家西保育所	駅家町近田480番地	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-976-0102	12月1日(火)
5	駅家	0401	駅家保育所	駅家町倉光111番地3	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-976-0131	12月2日(水)
6	西部	0105	金江保育所	金江町金見3174番地1	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-935-7419	12月2日(水)
7	西部	0113	神村北保育所	神村町1346番地1	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-934-3775	12月4日(金)
8	西部	0108	神村保育所	神村町3165番地3	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-4223	12月3日(木)
9	中央部 駅南	0034	川口保育所	東川口町五丁目15番13号	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-2229	12月9日(水)
10	神辺	0806	神辺保育所	神辺町川南1030番地2	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-963-0088	12月5日(土)
11	南部	0019	熊野保育所	熊野町乙1088番地1	おおむね２歳以上	○	○	7:00～19:00	084-959-0042	12月3日(木)
12	東部	0013	蔵王保育所	蔵王町二丁目8番50号	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-923-4349	12月4日(金)
13	中央部 駅北	0037	樹徳保育所	木之庄町一丁目1番10号	０歳以上	○	○	7:00～19:00	084-923-6745	12月4日(金)
14	新市	0913	新市保育所	新市町新市867番地5	０歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5535	12月7日(月)
15	西部	0109	高西保育所	高西町真田143番地1	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-3217	12月2日(水)
16	中央部 駅南	0007	多治米保育所	多治米町二丁目4番14号	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-0935	12月1日(火)
17	神辺	0803	中条保育所	神辺町東中条32番地	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-967-0901	12月5日(土)
18	新市	0915	常金丸保育所	新市町常1284番地2	０歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-53-8002	12月1日(火)
19	西南部	0016	津之郷保育所	津之郷町津之郷895番地	おおむね２歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-1474	12月1日(火)
20	新市	0911	戸手保育所	新市町戸手1122番地1	０歳以上	○	○	7:00～19:00	0847-52-5536	12月1日(火)
21	西南部	0032	長和保育所	瀬戸町長和1125番地	おおむね１歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-6174	12月2日(水)

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
22	中央部 駅南	0028	西多治米保育所	千代田町一丁目2番42号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-953-6136	12月3日(木)
23	中央部 駅南	0029	西保育所	古野上町15番5号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-925-2619	12月1日(火)
24	西南部	0010	西山手保育所	山手町1718番地1	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-1379	12月4日(金)
25	中央部 駅南	0005	野上保育所	沖野上町五丁目5番23号	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-923-4306	12月4日(金)
26	駅家	0407	服部南保育所	駅家町服部永谷9番地5	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-978-0090	12月5日(土)
27	西部	0112	東神村保育所	神村町4560番地2	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-934-5763	12月3日(木)
28	西部	0110	東村保育所	東村町2672番地1	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-936-0237	12月1日(火)
29	東部	0011	引野保育所	引野町4048番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-941-1008	12月9日(水)
30	加茂	0305	広瀬保育所	加茂町北山718番地4	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-972-3005	12月8日(火)
31	芦田	0204	福田保育所	芦田町福田2526番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-958-3027	12月7日(月)
32	西部	0106	藤江保育所	藤江町2720番地3	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-935-7301	12月5日(土)
33	駅家	0301	ふたば保育所	駅家町法成寺2135番地1	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-972-7785	12月7日(月)
34	西部	0107	本郷保育所	本郷町1160番地2	おおむね2歳以上	○	○	7:00～19:00	084-936-0220	12月5日(土)
35	西部	0102	松永西保育所	松永町二丁目10番22号	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-4221	12月4日(金)
36	神辺	0808	御野保育所	神辺町上御領1310番地	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-965-0720	12月5日(土)
37	西南部	0036	水呑立正保育所	水呑町三新田一丁目107番地	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-956-1539	12月5日(土)
38	中央部 駅南	0001	三吉保育所	三吉町南一丁目1番8号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-922-0244	12月7日(月)
39	駅家	0403	宜山保育所	駅家町今岡470番地1	おおむね1歳以上	○	○	7:00～19:00	084-976-0273	12月5日(土)
40	西部	0104	柳津保育所	柳津町五丁目1番20号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-933-4218	12月1日(火)
41	西南部	0009	山手保育所	山手町六丁目23番23号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-951-2326	12月4日(金)
42	神辺	0802	湯田保育所	神辺町川北1110番地4	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-962-2257	12月3日(木)

■認定こども園（幼保連携型）［五十音順］

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	東部	0012	伊勢丘こども園	伊勢丘三丁目6番5号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-940-6611	12月5日(土)
2	中央部 駅北	0033	大学附属こども園	三吉町一丁目6番3号	0歳以上	○	○	7:00～19:00	084-925-2517	12月5日(土)

私立保育所等一覧表

- 記載内容は、この冊子の作成日時点の２０２７年度（令和９年度）の予定です。新たに認可を予定している施設については、最新の状況を福山市ホームページに掲載します。
- 利用可能時間・休園日等の詳細については、施設にお問い合わせください。
- 標準時間、短時間それぞれの場合の保育利用可能時間帯は、各保育所等へお問い合わせください。認定された利用時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が必要です。
- 延長保育で「☆」の施設は短時間認定のみ利用可能な施設です。
- 一時預かりの保育料については、各保育所等へお問い合わせください。
- 保育対象年齢の注釈は、次のとおりです（学年年齢については、４８ページ「学年年齢について」を、生後５７日以上については、３８ページの「■生後５７日以上について」を参照）。

保育対象年齢	説　　明
０ 歳 以 上	生後５７日以上の児童
３か月以上	入所日までに生後３か月に達する児童
６か月以上	入所日までに生後６か月に達する児童

保育対象年齢	説　　明
８か月以上	入所日までに生後８か月に達する児童
１１か月以上	入所日までに生後１１か月に達する児童
１歳６か月以上	入所日までに満１歳６か月に達する児童

■私立保育所［五十音順］

No.	地区	施設コード	施　設　名	所　在　地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	神辺	0821	いろは保育所	神辺町川北396番地6	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-962-0284	12月4日(金)
2	中央部駅南	0513	くるみ保育園	御船町一丁目4番32号	0歳以上	○	○	7：00～18：30	084-924-0569	12月1日(火)
3	中央部駅北	0519	さくら保育園	桜馬場町10番32号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-926-0100	12月2日(水)
4	神辺	0822	太陽保育園	神辺町川南1336番地5	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-963-0711	12月1日(火)
5	東部	0527	たんぽぽ保育園	日吉台二丁目11番15号	0歳以上	○		7：00～19：00	084-943-1052	12月2日(水)
6	中央部駅南	0537	千代保育園（夜間）	南町14番11号	0歳以上	○	○	8：00～0：00	084-922-8700	12月2日(水)
7	中央部駅北	0542	東深津保育所	東深津町六丁目7番3号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-923-6739	12月1日(火)
8	中央部駅南	0536	ひよこ保育園	新涯町一丁目15番35号	0歳以上	○		7：00～19：00	084-953-3525	12月1日(火)
9	神辺	0823	ひらの保育園	神辺町平野785番地24	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-966-2709	12月2日(水)
10	中央部駅南	0535	まこと保育園	新涯町五丁目14番11号	0歳以上	○		7：00～19：30	084-954-1221	12月2日(水)
11	西部	0101	松永東保育所	松永町五丁目2番21号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-933-4519	12月1日(火)
12	御幸	0518	御幸南保育所	御幸町中津原1582番地1	0歳以上	○		7：00～19：00	084-955-3500	12月8日(火)
13	駅家	0544	宜山ひかり保育園	駅家町上山守450番地128	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-976-3042	12月8日(火)

■認定こども園（幼保連携型）［五十音順］

※開所時間・利用可能時間・休園日等については、施設にお問い合わせください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	駅家	0539	あおばこども園	駅家町万能倉463番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-976-1242	12月1日(火)
2	西南部	0017	赤坂未来園	赤坂町赤坂337番地	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-951-1472	12月1日(火)
3	東部	7141	旭丘サムエルこども園	引野町南一丁目17番50号	8か月以上	☆	○	7：30～18：30	084-943-2020	12月3日(木)
4	中央部駅南	0522	あんずこども園	手城町二丁目4番20号	0歳以上	○	○	7：00～19：30	084-932-2644	12月2日(水)
5	東部	7139	いちご幼稚園	蔵王町1360番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-923-8265	12月1日(火)
6	西部	0546	今津未来園	今津町六丁目2番5号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-933-4222	12月1日(火)
7	東部	0541	大津野こども園	大門町三丁目10番11号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-943-6030	12月10日(木)
8	東部	0524	春日こども園	春日町二丁目7番33号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-943-8738	12月1日(火)
9	加茂	0533	かも・なかよしこども園	加茂町字芦原411番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-972-5690	12月4日(金)
10	神辺	0825	かやのみこども園	神辺町西中条2181番地	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-967-0006	12月1日(火)
11	中央部駅南	0517	川口西こども園	川口町五丁目14番20号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-953-7498	12月3日(木)
12	中央部駅南	0507	草戸こども園	草戸町二丁目3番1号	3か月以上	○	○	7：00～19：00	084-921-1561	12月1日(火)
13	中央部駅北	7105	こどもえん　つくし	木之庄町五丁目17番36号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-921-7123	12月1日(火)
14	南部	0701	こども園　のとはら	沼隈町能登原1137番地13	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-987-0490	12月7日(月)
15	神辺	0826	こどもえんみどり	神辺町新湯野20番地4	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-963-3922	12月1日(火)
16	東部	7133	サムエル幼稚園	坪生町南一丁目3番15号	8か月以上	☆	○	7：30～18：30	084-947-3377	12月4日(金)
17	南部	0706	白百合こども園（旧：白百合保育園）	沼隈町中山南7504番地4	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-988-1055	12月5日(土)
18	西南部	7128	西部めばえ	津之郷町津之郷2040番地	8か月以上	○		7：30～19：00	084-952-1212	12月1日(火)
19	神辺	0829	せいわこども園	神辺町下竹田54番地3	0歳以上	○	○	7：00～20：00	084-966-1351	12月4日(金)
20	西南部	0540	瀬戸こども園	瀬戸町長和1379番地2	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-951-1473	12月4日(金)
21	千田	7109	せんだの森	千田町三丁目16番2号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-955-0078	12月1日(火)
22	御幸	7108	せんにしの丘	御幸町中津原後平7054番地4	0歳以上	○	○	6：45～21：00	084-955-5070	12月1日(火)
23	東部	0523	大門未来園	大門町大門60番地2	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-943-9355	12月1日(火)
24	南部	0503	たじりこども園	田尻町984番地2	0歳以上	○	○	7：00～20：00	084-956-0811	12月1日(火)
25	御幸	8509	千鶴幼稚園	御幸町中津原852番地1	6か月以上	○	○	7：00～18：30	084-961-3220	12月7日(月)
26	南部	0703	常石すくすくハウス	沼隈町常石996番地7（移転予定あり）	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-987-0953	12月7日(月)
27	東部	0528	坪生こども園	坪生町四丁目10番29号	6か月以上	○		7：00～19：00	084-947-4317	12月9日(水)
28	中央部駅南	0502	手城こども園	手城町四丁目22番25号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-923-5267	12月4日(金)
29	東部	0529	てまりこども園	幕山台二丁目39番18号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-947-8135	12月1日(火)
30	南部	7101	童心園	沼隈町下山南1466番地1	6か月以上	○	○	7：00～19：00	084-987-0162	12月7日(月)
31	新市	0912	とでみなみこども園	新市町戸手88番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	0847-52-5545	12月1日(火)
32	南部	7100	鞆こども園	鞆町鞆274番地	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-982-2455	12月7日(月)
34	東部	0508	ののはまこどもえん	大門町四丁目24番24号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-941-6076	12月3日(木)
35	中央部駅北	7148	延広幼稚園	本町1番6号	6か月以上	○		7：00～19：00	084-923-0094	12月1日(火)
36	神辺	7116	ハイロスハイマ	神辺町新道上5番地2	8か月以上	○		7：30～19：00	084-963-2002	12月1日(火)
37	中央部駅南	0504	花園こども園	住吉町5番28号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-931-3880	12月1日(火)
38	東部	7102	ひかりこども園	春日町浦上2102番地	0歳以上	○	○	7：15～19：15	084-947-4367	12月7日(月)
39	新市	0921	ひなぎくこども園	新市町下安井2284番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	0847-52-2411	12月3日(木)
40	加茂	0534	ひまわりこども園（旧：ひまわり保育園）	加茂町下加茂433番地2	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-972-6333	12月2日(水)
41	中央部駅北	0030	ふかつ	西深津町二丁目8番1号	3か月以上	○	○	7：00～19：00	084-925-3179	12月2日(水)

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
42	中央部 駅北	8519	福山暁の星こども園	西深津町三丁目4番1号	１１か月以上	○		7：00～19：00	084-923-4244	12月7日(月)
43	東部	7106	福山あゆみこども園	青葉台一丁目7番3号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-947-7281	12月4日(金)
44	東部	7138	福山りじょう幼稚園	引野町二丁目7番24号	6か月以上	○		7：30～19：00	084-943-5789	12月1日(火)
45	東部	0510	富士こども園	春日町七丁目13番5号	0歳以上	○		6：45～19：00	084-941-8262	12月1日(火)
46	西南部	0516	まつばこども園	瀬戸町地頭分1724番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-951-9076	12月1日(火)
33	中央部 駅南	5503	聖園 （旧：聖園幼稚園）	昭和町7番26号	１１か月以上	○		7：00～18：30	084-923-0475	12月1日(火)
47	神辺	0827	みちのうえ　こども園	神辺町道上2922番地9	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-962-2024	12月2日(水)
48	西南部	7103	みどりこども園	瀬戸町地頭分1223番地1	0歳以上	○	○	7：15～19：15	084-951-4123	12月4日(金)
49	中央部 駅南	0547	みなとまちこども園	港町一丁目7番18号	0歳以上	○	○	7：00～18：30	084-922-3315	12月1日(火)
50	西南部	7107	水呑こども園	水呑町三新田二丁目358番地	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-956-4572	12月3日(木)
51	西部	0111	宮前こども園	今津町三丁目2番7号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-934-5321	12月1日(火)
52	御幸	0015	みゆき	御幸町森脇535番地	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-955-0049	12月1日(火)
53	中央部 駅北	7155	めばえ	西町三丁目26番6号	8か月以上	○		7：30～19：00	084-921-3460	12月1日(火)
54	中央部 駅南	0002	もみじこども園	南本庄一丁目7番7号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-922-2463	12月2日(水)
55	東部	0525	ももやまこども園	引野町北二丁目15番19号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-943-6783	12月1日(火)
56	南部	7104	ゆめな	沼隈町草深2119番地6	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-987-2200	12月1日(火)
57	東部	0505	ゆりかごこども園	坪生町一丁目50番3号	0歳以上	○		7：00～19：00	084-947-3283	12月1日(火)
58	南部	0705	若葉園	沼隈町中山南7031番地5	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-988-0308	12月1日(火)
59	駅家	0531	わかばこども園	駅家町法成寺51番地1	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-972-6756	12月1日(火)

■認定こども園（幼稚園型）［五十音順］

※開所時間・利用可能時間・休園日等については、施設にお問い合わせください。

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	7500	天使幼稚園	草戸町二丁目21番12号	1歳6か月以上	○		☆	084-923-1949	12月1日(火)
2	西南部	7501	明王台シャローム幼稚園	明王台一丁目2番7号	1歳6か月以上	○		☆	084-951-6006	12月2日(水)

■認定こども園（保育所型）［五十音順］

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅北	0532	つなぎ保育園	南蔵王町一丁目12番30号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-924-4351	12月4日(金)
2	中央部 駅北	0511	福山マリヤこども園	三吉町五丁目3番10号	3か月以上	○	○	7：30～19：30	084-925-5324	12月3日(木)
3	中央部 駅北	0501	明浄保育園	北吉津町五丁目5番32号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-927-3052	12月7日(月)

■地域型保育事業（小規模保育）［五十音順］

No.	地区	施設コード	施設名	所在地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	東部	8102	あい幼児園	幕山台一丁目4番7号	8か月以上	○	○	7：30～19：00	084-947-4077	12月1日(火)
2	千田	8539	おさなごの園　よこお	横尾町二丁目4番22号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-955-5071	12月1日(火)
3	中央部 駅南	8543	おさなごの園　ローズ	沖野上町四丁目1番9号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-927-5070	12月1日(火)
4	中央部 駅南	8523	おろしまち保育所	卸町9番15号	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-999-2380	12月1日(火)
5	西部	8534	かみしま保育所	松永町五丁目10番28号	3か月以上	☆	○	7：30～18：30	084-939-5455	12月1日(火)
6	西部	8527	きらめき保育園松永	南今津町107番地	3か月以上	☆		7：30～18：30	084-939-6882	12月1日(火)
7	中央部 駅南	8517	しんがい保育所	新涯町二丁目3番15号	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-999-1510	12月1日(火)

No.	地区	施設コード	施　設　名	所　在　地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
8	東部	8518	だいもん愛育保育園	大門町六丁目15番14号	3か月以上	○		7：30～19：00	084-999-6277	12月1日(火)
9	東部	8511	ちびっこハウス　かすが	春日町一丁目2番29号	0歳以上	○		7：00～19：00	084-999-8808	12月1日(火)
10	中央部 駅南	8526	ニチイキッズ東手城保育園	東手城町一丁目3番11号	0歳以上	○		7：30～19：30	084-940-3120	12月10日(木)
11	中央部 駅南	8524	のぞみ保育園	手城町四丁目1番16号 フィオラ手城1階	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-928-8511	12月2日(水)
12	西部	8507	のっぴーキッズハウス	今津町三丁目6番35号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-933-0490	12月7日(月)
13	中央部 駅南	8522	はごろも保育園	御門町三丁目10番17号	0歳以上	☆		7：30～18：30	084-923-1811	12月1日(火)
14	中央部 駅南	8528	ふくやま愛育保育園	新涯町三丁目31番22号	6か月以上	○		7：30～19：00	084-999-6121	12月1日(火)
15	中央部 駅南	8504	御門保育園	御門町一丁目3番24号	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-922-7933	12月1日(火)
16	中央部 駅北	8533	未来園東深津	東深津町三丁目3番14号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-959-2304	12月1日(火)
17	御幸	8529	もりわけ保育所	御幸町森脇443番地1	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-959-3260	12月1日(火)
18	中央部 駅南	8513	ゆうき保育所	延広町8番17号	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-923-6566	12月1日(火)
19	中央部 駅北	8516	優保育園	本庄町中一丁目7番7号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-921-8596	12月1日(火)
20	神辺	8540	ゆの保育園	神辺町湯野21番地6	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-966-9750	12月3日(木)
21	駅家	8536	ゆめここ保育所	駅家町近田272番地3	0歳以上	☆		7：30～18：30	084-982-8377	12月1日(火)
22	中央部 駅北	8541	ゆり保育所	三吉町二丁目13番16号	0歳以上	○		7：30～19：00	070-5146-0016	12月1日(火)
23	神辺	8521	リーフ神辺保育園	神辺町川北1482番地	6か月以上	○	○	7：00～19：00	084-962-0088	12月5日(土)
24	東部	8508	わくわくキッズ南蔵王	南蔵王町六丁目32番3号	0歳以上	○	○	7：30～19：00	084-982-8900	12月1日(火)
25	中央部 駅南	8542	わんぱく広場	光南町二丁目5番23号	0歳以上	○	○	7：00～19：00	084-931-0379	12月10日(木)

■地域型保育事業（事業所内保育）［五十音順］

No.	地区	施設コード	施　設　名	所　在　地	保育対象年齢	延長	一時	開所時間	電話番号	入所受付日
1	中央部 駅南	8503	おひさま保育園	地吹町13番地26	0歳以上	☆		7：30～18：30	084-927-0840	12月1日(火)
2	神辺	8530	かがやき保育所	神辺町川南1592番地2	0歳以上	☆		7：00～18：00	084-967-5518	12月1日(火)
3	中央部 駅南	8531	キッズパークおろしまち	卸町10番2号	0歳以上	☆	○	7：30～18：30	084-959-3720	12月1日(火)
4	神辺	8532	ジョイナス保育園神辺	神辺町新湯野54番地12　1階	0歳以上	○		7：00～18：30	084-967-5511	12月1日(火)
5	神辺	8537	すこやか保育園	神辺町道上749番地1	6か月以上	☆		7：30～18：30	084-967-5572	12月4日(金)
6	東部	8505	にこにこ保育園	春日町七丁目6番27号	0歳以上			7：30～18：30	084-983-0268	12月3日(木)
7	東部	8538	フーズ保育所	坪生町南二丁目11番7号	0歳以上	○	○	7：30～19：30	070-5306-0016	12月1日(火)
8	中央部 駅南	8506	ヤクルト保育園 プティットふくやま	川口町一丁目11番37号	0歳以上			7：30～18：30	084-981-2210	12月1日(火)
9	神辺	8520	ヤクルト保育園 プティットふくやま北	神辺町新徳田三丁目575番地	0歳以上			7：30～18：30	084-960-0230	12月1日(火)
10	西部	8512	ヤクルト保育園 プティットふくやま西	柳津町三丁目2番34号	0歳以上			7：30～18：30	084-933-2210	12月1日(火)
11	中央部 駅南	8501	やすらぎ保育園	曙町三丁目17番5号	0歳以上	○	○	7：00～20：00	090-6568-4447	12月5日(土)
12	神辺	8525	ようき保育園	神辺町道上1330番地1	6か月以上			7：30～18：30	080-8249-9693	12月1日(火)
13	東部	8500	若竹園	大門町津之下1844番地	0歳以上	○		7：00～20：00	084-945-3106	12月3日(木)

福山市保育所等位置図


○ 公立保育所
● 私立保育所(園)
☆ 地域型保育事業
◇ 公立認定こども園
◆ 私立認定こども園
○広瀬
○常金丸
○網引
◆ひなぎくこども園
○新市
◆とでみなみこども園
戸手○
服部南○
◆かも・なかよしこども園
ふたば○
◆かやのみこども園
中条○
こどもえんみどり◆
☆ようき保育園
ジョイナス保育園神辺☆
ゆの保育園☆
○御野
湯田○
●ひらの
◆せいわこども園
わかばこども園◆
◆ひまわりこども園
みちのうえこども園◆
☆すこやか保育園
いろは●
◆あおばこども園
○駅家
○駅家西
☆ゆめここ保育所
☆ヤクルトふくやま北
☆リーフ神辺保育園
●宜山ひかり
ハイロスハイマ◆
もりわけ☆
太陽●
○神辺


有磨
福田
宜山
みゆき
御幸南
かがやき
千鶴幼稚園
せんにしの丘
おさなごの園よこお
せんだの森
フーズ保育所
坪生こども園
ひかりこども園
ゆりかごこども園
たんぽぽ
サムエル幼稚園
福山あゆみこども園
あい幼児園
てまりこども園
いちご幼稚園
ちびっこハウス かすが
春日こども園
富士こども園
にこにこ保育園
伊勢丘
蔵王
つなぎ保育園
わくわくキッズ南蔵王
ももやまこども園
こどもえんつくし
明浄
ゆり保育所
さくら
福山マリヤこども園
東深津
未来園東深津
ふかつ
暁の星こども園
福山りじょう幼稚園
大門未来園
西山手
めばえ
樹徳
延広
大学附属
優保育園
山手
西部めばえ
三吉
くるみ
のぞみ保育園
ニチイキッズ東手城保育園
引野
大津野こども園
旭丘サムエルこども園
ののはまこどもえん
だいもん愛育保育園
若竹園
津之郷
もみじこども園
ゆうき保育所
花園こども園
聖園
みなとまちこども園
あんずこども園
手城こども園
西
御門保育園
千代
はごろも保育園
おひさま保育園
ヤクルトふくやま
川口
あけぼの
草戸こども園
わんぱく広場
多治米
やすらぎ保育園
明王台シャローム幼稚園
天使幼稚園
野上
おさなごの園ローズ
ひよこ
川口西こども園
しんがい保育所
キッズパークおろしまち
ふくやま愛育保育園
まこと
おろしまち保育所
西多治米
神村北
本郷
東村
東神村
赤坂未来園
長和
瀬戸こども園
みどりこども園
まつばこども園
神村
宮前こども園
のっぴーキッズハウス
今津未来園
高西
松永西
かみしま保育所
松永東
ヤクルトふくやま西
柳津
きらめき保育園松永
水呑立正
水呑こども園
熊野
たじりこども園
金江
白百合こども園
藤江
若葉園
童心園
常石すくすくハウス
ゆめな
鞆こども園
こども園のとはら
内海
内海

該当する□にチェック。育休予約の条件を満たす場合は、チェックの項目にかかわらず、育休予約として審査を行います。

・保育給付認定

〈記入例〉
☆提出日現在の状況を記入してください。

福山市記入欄 標・短 入力 チェック

申込区分	□新規入所　□転所　□育休予約（新規入所）　□育休予約（転所）				
ふりがな	ふくやま　ろーら	性別	生年月日	2027/4/1の年齢(学年年齢)	入所希望日の年齢
申込児童名	福山　ローラ	□男 ☑女	○○○○年○○月○○日	○ 歳 入所を希望する保育所等の受入可能年齢を確認してください。	○ 歳
希望保育所等 ※入所のご案内38～43ページを見て記入してください。	第1希望 施設コード ○○○○ ○○○ 第2希望 施設コード ○○○○ △△△ 第3希望 施設コード ○○○○ ☆☆☆ 第4希望 施設コード 第5希望 施設コード ※第6希望以降がある場合は、ここに記入するか、申込書（表面）欄外余白を利用してください。				
入所希望日（認定希望日）	2020年○○月○○日から				
申込児童の健康状態	乳幼児健診や医療機関等で相談や指導を受けたこと又 □ない　□ある（病気等： （その他： 療育手帳（　　）　身体障がい者手帳（　　級）				
現在の保育状況	☑自宅で保育　□職場へ同伴　□祖父母等に預けてい				
申込区分が育休予約（新規入所・転所）の場合は、該当する項目にチェ					
育児休業給付金（公務員の方は育児休業手当金）	□支給対象（支給されている、支給されていた、支給される予定の方） □支給対象外（「育休予約」の対象となりません。）				
きょうだい２人以上で同時に入所（転所）申込みをする場合は、該当する１つにチェックしてください。※チェックがない場合は、③とみなします。 □①全員同時に同じ保育所等に入所（転所）できなければ入所しない。 □②全員同時に入所（転所）できれば、別々の保育所等でも良い。 ☑③全員でなくても、別々の保育所等でも入所（転所）できる児童から入所（転所）す					

健康面で配慮が必要なことや心配なことがあれば記入してください。（例：「卵アレルギー」）
保育所等入所のご案内２０ページに該当する場合は医師の診断書が必要です。

きょうだい２人以上で同時に入所（転所）申込みをする場合は、必ず該当する１つにチェックしてください。（４８ページ参照）

【保護者】保護者欄の記入について（裏面）

申込児童からみた続柄

ふりがな 名前	続柄	年月日	2026/1/1の住所	2027/1/1の住所	保育を必要とする事由の番号	通勤・通学時間（片道）	特記事項（単身赴任等）
ふくやま　じょう 福山　城	父	○○○○年 ○月 ○日	☑福山市内 □福山市外	☑福山市内 □福山市外	1	時間　分	
ふくやま　うずみ 福山　うずみ	母	年　月　日	☑福山市内 □福山市外	☑福山市内 □福山市外	2	時間　分	
入所申込時の住所	〒○○○-○○○○ ○○○県　○○○市　○○○○						
転居を予定している場合	年　月　日から	〒 福山市					
通知の送付先	通知等は＿＿年＿＿月＿＿日までは「入所申込時の住所」に送付し、それ以降は「転居を予定している場合の住所」に送付する。						
生活保護の受給状況	□生活保護を受給している。						

裏面の「保護者欄の記入について」を参照

【連絡先】緊急連絡等のため、確実に連絡のとれる番号を記入してください。区分欄は父・母・自宅等を記入してください。

区分	電話番号
母	○○○-○○○○-○○○○

区分	電話番号
父	○○○-○○○○-○○○○

区分	電話番号
自宅	○○○-○○○-○○○○

【申込児童のきょうだい】保護者と生計を一にしている子どもを記入してください。状況欄には、保育所・幼稚園・学校の名称を記入してください。
申込児童のきょうだい欄の記入について（裏面）を確認してください。

ふりがな 名前	性別	生年月日	保護者からみた続柄	同居別居	申込時の住所	状況
ふくやま　りょうま 福山　龍馬	☑男 □女	○○○○年 ○月 ○日	☑子 □（　）	☑同居 □別居	☑福山市内 □福山市外	○○小学校○年生
ふくやま　ことこ 福山　琴子	□男 ☑女	○○○○年 ○月 ○日	☑子 □（　）	☑同居 □別居	☑福山市内 □福山市外	○○保育所
	□男 □女	年　月　日	□子 □（　）	□同居 □別居	□福山市内 □福山市外	

【同居の祖父母等】児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合（入所希望日以降に同居予定の場合も含む）は、記入してください。
建物が別であっても、住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生年月日	申込児童からみた続柄	特記事項
ふくやま　きくお 福山　菊男	○○○○年 ○月 ○日	☑祖父 □曾祖父 □祖母 □曾祖母	
ふくやま　くわい 福山　くわい	○○○○年 ○月 ○日	□祖父 □曾祖父 ☑祖母 □曾祖母	

【障がい者手帳等の所持状況】同居している人が障がい者手帳等を所持している場合は、記入してください。

ふりがな 名前	生年月日	申込児童から みた続柄	障がい者手帳等
ふくやま　ことこ 福山　琴子	○○○○年 ○月 ○日	姉	☑身体障がい者手帳　□障がい年金 □療育手帳　□特別児童扶養手当 □精神障がい者保健福祉手帳
	年　月　日		□身体障がい者手帳　□障がい年金 □療育手帳　□特別児童扶養手当 □精神障がい者保健福祉手帳

※各手帳、年金証書又は障がい認定通知書等の写しを提出してください。

同意事項	
1	私及び私と同一住所に居住している者について、施設型給付費・地域型保育給付費の認定に必要な住民情報及び市町村民税の情報を閲覧することに同意します。
2	市が決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の設置者及び地域型保育事業者に提示することに同意します。
3	特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況及び利用者負担の状況について、関係機関等の閲覧に供することに同意します。
4	課税台帳及び世帯状況の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日又は年度の初日にさかのぼって保育料等の変更決定を行う場合があることに同意します。
5	保育料等の算定に必要な場合に、市が私及び私と同一住所に居住している者のマイナンバーを調査し、課税状況等を確認することに同意します。
6	保育料等を納期限までに納付します。万一納付が遅れる場合は、保育施設課又は保育所等へ納付可能日を連絡することに同意します。
7	保育料等の納付が遅れた場合は、延滞金を納付することに同意します。保育料等を滞納した場合、私の滞納情報を保育所等に提示することに同意します。保育料等の滞納整理のために、市の職員が私の自宅及び勤務先へ電話又は訪問し、私の勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分を行うことに同意します。
8	提出書類について、返却等ができないことに同意します。

※　この同意は、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育給付認定を受け、特定教育・保育施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）を利用するために必要なものです。

【申込者記名】申込者は保護者のいずれか。市からの通知は、原則として申込者宛てに送付します。

福山市長　様
「入所のご案内」を読み、理解した上で、以上のとおり教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所申込みをします。なお、この申込みに関する上記の同意事項に同意します。

○○○○年　○○月　○○日

申込者　福山　城

（※自署の場合は押印不要）

保護者欄の記入について

1　保護者について

- 入所申込時点で父又は母の一方のみが児童を監護している場合（ひとり親家庭の場合）は、当該監護者のみを記入し、ひとり親家庭等申立書を提出してください。
- 特別な事情により父母以外の方が児童を監護している場合は、特記事項欄にその旨を記入してください。祖父母や里親等のほか、福山市外への単身赴任や市内で別居の場合もその旨を記入してください。
- 通勤・通学時間（片道）欄は、自宅から就労先又は通学先への通常の時間を記入してください。保育所等へこどもを送迎する時間は除いてください。
- 保育を必要とする事由の番号欄は、下記から該当する番号を記入し、それに応じた書類を申込書に添付して提出してください。なお育休復帰の方の該当番号は「1」です。

番号	状況	必要な書類
1	居宅内外で月に４８時間以上就労している。	就労証明書等
2	母親が妊娠中または出産後間がなく申込児童の保育が難しい。	申立書・親子健康手帳
3	病気・障がいのため申込児童の保育が難しい。	申立書・診断書等
4	月に４８時間以上家族の介護をしている。	介護状況確認書・証明書類

番号	状況	必要な書類
5	災害の復旧にあたっている。	申立書・り災証明書等
6	月に４８時間以上求職活動をしており、申込児童の保育が難しい。	申立書・求職活動報告書・ハローワーク受付票等
7	月に４８時間以上就学している又は職業訓練をしている。	申立書・在学証明書等
１０	入所希望日の属する月から、月４８時間以上就労する予定。	就労証明書

2　住所について

- 入所申込後に住所を変更する予定がある場合は、「転居を予定している場合」の欄に、その日付と変更後の住所を記入してください。通知は入所申込時の住所に送付します。転居を予定している場合等、通知送付場所に変動がある場合は、「通知の送付先」に記入してください。

申込児童のきょうだい欄の記入について

- 第２子以降無償化に際し必要となるため、必ずご記入ください。
- 別居のきょうだいがいる場合、別途手続（「別居の子に関する同一生計申立書」・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報等の提出）が必要です。詳しくは保育施設課にお問い合わせください。

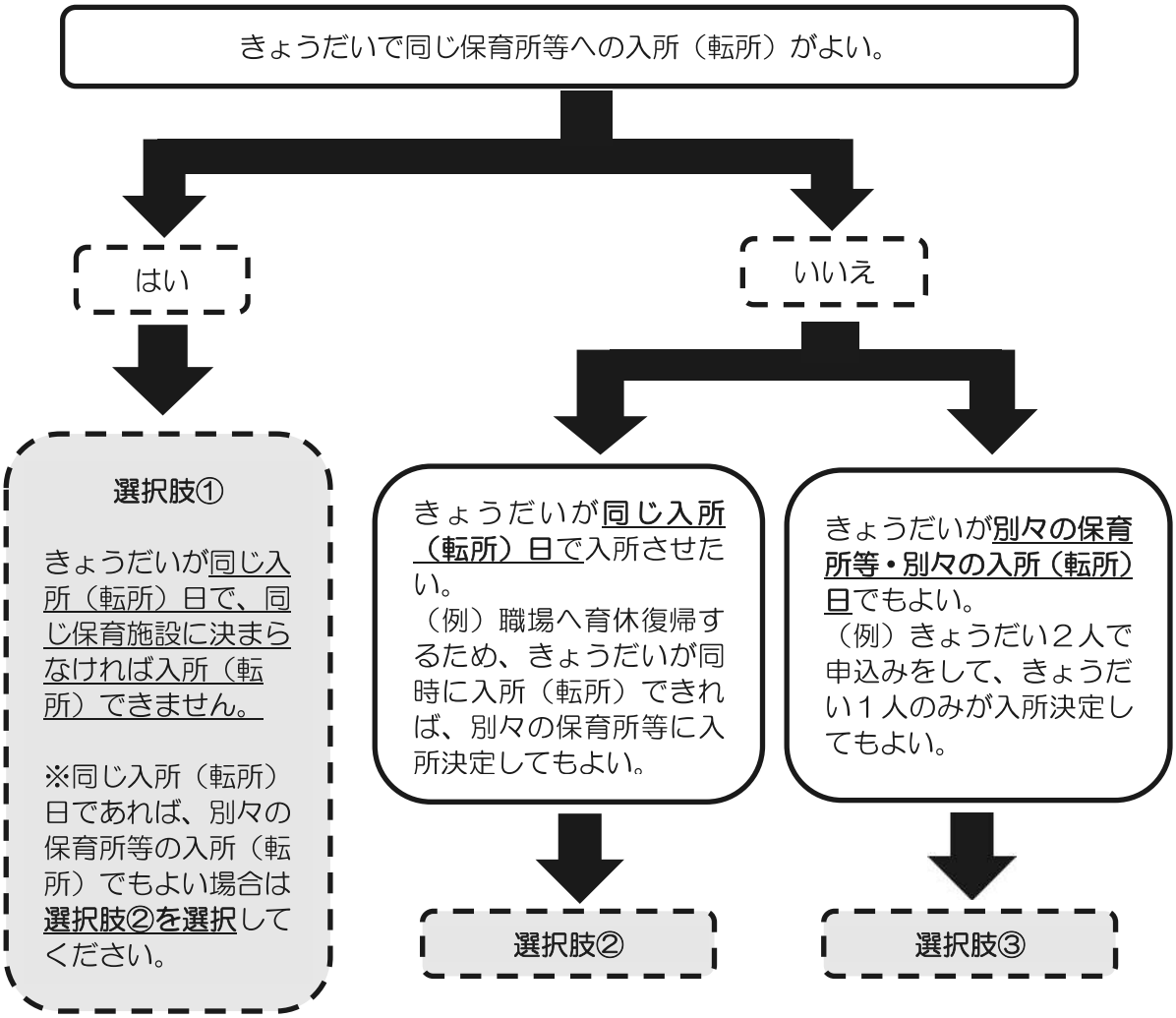
「学年年齢」について

この冊子で「２０２７年（令和９年）４月１日時点の年齢（学年年齢）」と表記している年齢について、誕生日の範囲は次のとおりです。

誕　　生　　日　　の　　範　　囲	学年年齢
２０２１年（令和３年）４月２日から ２０２２年（令和４年）４月１日 まで	５歳
２０２２年（令和４年）４月２日から ２０２３年（令和５年）４月１日 まで	４歳
２０２３年（令和５年）４月２日から ２０２４年（令和６年）４月１日 まで	３歳
２０２４年（令和６年）４月２日から ２０２５年（令和７年）４月１日 まで	２歳
２０２５年（令和７年）４月２日から ２０２６年（令和８年）４月１日 まで	１歳
２０２６年（令和８年）４月２日以降	０歳

【参考】「きょうだい２人以上で同時に入所（転所）申込をする場合」の選択肢について

保育所等入所申込書　きょうだい２人以上で同時に入所（転所）申込時の選択肢
①全員同時に同じ保育所等に入所できなければ入所しない。
②全員同時に入所できれば、別々の保育所でも良い。
③全員でなくても、別々の保育所等でも入所できる児童から入所する。



必ずご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長手続について

育児休業給付金の支給期間延長手続の際は、**保育所等の利用申込書の写し（両面）**が必要となります。

保育所等の利用申込みを行う際は、提出前に**必ず申込書（教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書の両面）の写しをとって保管しておいてください。**

※ 電子申請で申込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申込みを行った画面を印刷したもの

申込期限までに入所申込みを行っていない場合や、申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅から通所に片道３０分以上要する施設のみの場合など、給付金の延長が認められない場合があるため、詳しくは、管轄のハローワークでご確認ください。

福山市記入欄	受付日	2	0	2					世帯員番号						管理番号					

２０２７年度（令和９年度）教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書

福山市記入欄
標・短
入力
チェック

申込区分	□新規入所　□転所　□育休予約（新規入所）　□育休予約（転所）				
ふりがな		性別	生年月日	2027/4/1の年齢(学年年齢)	入所希望日の年齢
申込児童名		□男 □女	年　月　日	歳	歳
				入所を希望する保育所等の受入可能年齢を確認してください。	
希望保育所等 ※入所のご案内 38～43 ページを見て記入してください。	第１希望 施設コード	第２希望 施設コード	第３希望 施設コード		
	第４希望 施設コード	第５希望 施設コード	※第６希望以降がある場合は、ここに記入するか、申込書（表面）欄外余白を利用してください。		
入所希望日 （認定希望日）	2 0 2 □ 年 □ □ 月 □ □ 日				
申込児童の健康状態	乳幼児健診や医療機関等で相談や指導を受けたこと又は保育所等での生活において配慮すべき事項はありますか。 □ない　□ある（病気等：　　）（アレルギー：　　） （その他：　　） 療育手帳（　　）　身体障がい者手帳（　　級）　精神障がい者保健福祉手帳（　　級）　特別児童扶養手当　□受給あり				
現在の保育状況	□自宅で保育　□職場へ同伴　□祖父母等に預けている　□幼稚園、児童発達支援等（施設名：　　）				
申込区分が「育休予約（新規入所・転所）」の場合は、該当する項目にチェックしてください。					
育児休業給付金（公務員の方は育児休業手当金）	□支給対象（支給されている、支給されていた、支給される予定の方） □支給対象外（「育休予約」の対象となりません。）				
きょうだい２人以上で同時に入所（転所）申込みをする場合は、該当する項目１つにチェックしてください。　※チェックがない場合は、③とみなします。	就労時間又は認定要件にかかわらず、短時間認定を希望する場合は、「短時間希望」と記入してください。「　　」				
□①全員同時に同じ保育所等に入所（転所）できなければ入所しない。 □②全員同時に入所（転所）できれば、別々の保育所等でも良い。 □③全員でなくても、別々の保育所等でも入所（転所）できる児童から入所（転所）する。					

【保護者】保護者欄の記入について（裏面）を確認してください。

ふりがな 名前	続柄	生年月日	2026/1/1の住所	2027/1/1の住所	保育を必要とする事由の番号	通勤・通学時間（片道）	特記事項（単身赴任等）
		年　月　日	□福山市内 □福山市外	□福山市内 □福山市外		時間　分	
		年　月　日	□福山市内 □福山市外	□福山市内 □福山市外		時間　分	

入所申込時の住所	〒
転居を予定している場合	年　月　日から　〒 福山市
通知の送付先	通知等は　年　月　日までは「入所申込時の住所」に送付し、それ以降は「転居を予定している場合の住所」に送付する。
生活保護の受給状況	□生活保護を受給している。

【連絡先】緊急連絡等のため、確実に連絡のとれる番号を記入してください。区分欄は父・母・自宅等を記入してください。

区分	電話番号

区分	電話番号

区分	電話番号

【申込児童のきょうだい】保護者と生計を一にしているこどもを記入してください。状況欄には、保育所・幼稚園・学校の名称を記入してください。
申込児童のきょうだい欄の記入について（裏面）を確認してください。

ふりがな 名前	性別	生年月日	保護者からみた続柄	同居別居	申込時の住所	状況
	□男 □女	年　月　日	□子 □（　　）	□同居 □別居	□福山市内 □福山市外	
	□男 □女	年　月　日	□子 □（　　）	□同居 □別居	□福山市内 □福山市外	
	□男 □女	年　月　日	□子 □（　　）	□同居 □別居	□福山市内 □福山市外	

【同居の祖父母等】児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合（入所希望日以降に同居予定の場合も含む）は、記入してください。
建物が別であっても、住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生年月日	申込児童からみた続柄	特記事項
	年　月　日	□祖父　□曾祖父 □祖母　□曾祖母	
	年　月　日	□祖父　□曾祖父 □祖母　□曾祖母	

支所、分室等での受付はできません。第一希望の保育所等（又は保育施設課・ネウボラセンター）に提出

受付欄	保育所等名称	保育所等受付日	福山市受付者（窓口受付時）

裏面も記入

【障がい者手帳等の所持状況】同居している人が障がい者手帳等を所持している場合は、記入してください。

ふりがな 名前	生年月日	申込児童から みた続柄	障がい者手帳等
	年　月　日		□身体障がい者手帳　□障がい年金 □療育手帳　□特別児童扶養手当 □精神障がい者保健福祉手帳
	年　月　日		□身体障がい者手帳　□障がい年金 □療育手帳　□特別児童扶養手当 □精神障がい者保健福祉手帳

※各手帳、年金証書又は障がい認定通知書等の写しを提出してください。

同意事項	
1	私及び私と同一住所に居住している者について、施設型給付費・地域型保育給付費の認定に必要な住民情報及び市町村民税の情報を閲覧することに同意します。
2	市が決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の設置者及び地域型保育事業者に提示することに同意します。
3	特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況及び利用者負担の状況について、関係機関等の閲覧に供することに同意します。
4	課税台帳及び世帯状況の調査の結果、税額等に相違がある場合に、入所日又は年度の初日にさかのぼって保育料等の変更決定を行う場合があることに同意します。
5	保育料等の算定に必要な場合に、市が私及び私と同一住所に居住している者のマイナンバーを調査し、課税状況等を確認することに同意します。
6	保育料等を納期限までに納付します。万一納付が遅れる場合は、保育施設課又は保育所等へ納付可能日を連絡することに同意します。
7	保育料等の納付が遅れた場合は、延滞金を納付することに同意します。保育料等を滞納した場合、私の滞納情報を保育所等に提示することに同意します。保育料等の滞納整理のために、市の職員が私の自宅及び勤務先へ電話又は訪問し、私の勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分を行うことに同意します。
8	提出書類について、返却等ができないことに同意します。

※　この同意は、子ども・子育て支援法に基づき教育・保育給付認定を受け、特定教育・保育施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）を利用するために必要なものです。

【申込者記名】申込者は保護者のいずれか。市からの通知は、原則として申込者宛てに送付します。

福山市長　様

「入所のご案内」を読み、理解した上で、以上のとおり教育・保育給付認定申請及び保育所等への入所申込みをします。なお、この申込みに関する上記の同意事項に同意します。

年　月　日

申込者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※自署の場合は押印不要）

保護者欄の記入について

1　保護者について

- 入所申込時点で父又は母の一方のみが児童を監護している場合（ひとり親家庭の場合）は、当該監護者のみを記入し、ひとり親家庭等申立書を提出してください。
- 特別な事情により父母以外の方が児童を監護している場合は、特記事項欄にその旨を記入してください。祖父母や里親等のほか、福山市外への単身赴任や市内で別居の場合もその旨を記入してください。
- 通勤・通学時間（片道）欄は、自宅から就労先又は通学先への通常の時間を記入してください。保育所等へこどもを送迎する時間は除いてください。
- 保育を必要とする事由の番号欄は、下記から該当する番号を記入し、それに応じた書類を申込書に添付して提出してください。なお、育休復帰の方の該当番号は「１」です。

番号	状況	必要な書類
1	居宅内外で月に４８時間以上就労している。	就労証明書等
2	母親が妊娠中または出産後間がなく申込児童の保育が難しい。	申立書・親子健康手帳
3	病気・障がいのため申込児童の保育が難しい。	申立書・診断書等
4	月に４８時間以上家族の介護をしている。	介護状況確認書・証明書類

番号	状況	必要な書類
5	災害の復旧にあたっている。	申立書・り災証明書等
6	月に４８時間以上求職活動をしており、申込児童の保育が難しい。	申立書・求職活動報告書・ハローワーク受付票等
7	月に４８時間以上就学している又は職業訓練をしている。	申立書・在学証明書等
１０	入所希望日の属する月から、月４８時間以上就労する予定。	就労証明書

2　住所について

- 入所申込後に住所を変更する予定がある場合は、「転居を予定している場合」の欄に、その日付と変更後の住所を記入してください。通知は入所申込時の住所に送付します。転居を予定している場合等、通知送付場所に変動がある場合は、「通知の送付先」に記入してください。

申込児童のきょうだい欄の記入について

- 第２子以降無償化に際し必要となるため、必ずご記入ください。
- 別居のきょうだいがいる場合、別途手続（「別居の子に関する同一生計申立書」・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報等の提出）が必要です。詳しくは保育施設課にお問い合わせください。

入所申込書 2027（２枚目）マイナンバー記入欄

管理番号	

1　申込者

ふりがな	
名　　前	

・申込書（１枚目）裏面に記入した申込者（保護者のいずれか）を記入してください。

（のりしろ）

（のりしろ）

（のりしろ）

・裏写りに御注意ください。この用紙は、薄めの筆記具で御記入ください。鉛筆等でも構いません。

2　マイナンバー（個人番号）等記入欄

名　前	続 柄	マイナンバー（個人番号）
	申込児童	

※マイナンバー（個人番号）欄は、保護者（父母）、申込児童を御記入ください。

3　本人確認書類の添付

・２で記入した保護者（父母）について、次の左欄に番号確認書類、右欄に身元確認書類の**コピーを貼付**してください。

・マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、番号確認と身元確認の両方が可能です。左欄のみ貼付してください。

ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、（表・裏）両面のコピーが必要となります。

・必ずコピーを貼付してください。誤って原本を提出した場合は、返却ができなくなることがあります。

・保護者（父母）の番号確認書類・身元確認書類のみ貼付してください。申込児童その他の世帯員の書類は不要です。

4　封緘と提出

中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

（谷折り）

保護者（父母）の番号確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

次のいずれか１つ

・マイナンバーカード（個人番号カード）両面
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し
・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

保護者（父母）の身元確認書類 貼付欄

（コピーを貼付してください）

顔写真付きの次の書類は、いずれか１つ

・運転免許証	・運転経歴証明書
・旅券（パスポート）	・身体障がい者手帳
・療育手帳	・精神障がい者保健福祉手帳
・写真付き学生証	・写真付き社員証

上記書類がない場合は、次の書類をいずれか２つ

・年金手帳	・介護保険証
・特別児童扶養手当証書	・児童扶養手当証書
・納税証明書	・印鑑登録証明書
・生活保護受給者証	
・その他（写真のない身分証明書等）	
・税、社会保険料、公共料金の領収書（６か月以内のもの）	

法令等の規定により、認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。
福山市は、マイナンバー（この用紙）の記入・提出がない場合も、申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

（裏面ののりしろ欄を糊付けして、しっかり封をしてください）

個人番号記入の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行及び子ども・子育て支援法施行規則により、認定申請の際には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

マイナンバーQ＆A

Q 福山市は、取得したマイナンバーを何に使いますか？

A　他の市区町村が保有する所得・課税情報の照会に、マイナンバーを利用します。

Q 入所申込みに際してマイナンバーを記入・提出しない場合に、不利益や罰則がありますか？

A 関係法令の施行により必要となりましたので、提出に御協力ください。なお、マイナンバー（この用紙）の提出がない場合は、提出の意思がないものとみなします。この場合も、福山市は入所申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

問合せ先：福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課　〒７２０－８５０１ 福山市東桜町３番５号　電　話：０８４－９２８－１０４７

こ の 書 類 を 拾 得 さ れ た 方 へ

この書類には、認定申請に係る非常に大切な情報が記入されています。

記入済みのこの書類を拾得した場合は、開封せず、速やかに最寄りの警察署へ届け出てください。

こ の 書 類 の 名 称

2027 年度（令和 9 年度）教育・保育給付認定申請及び保育所等入所申込書（2 枚目）マイナンバー記入欄

就労証明書

福山市長　　宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—	—	
担当者名				
記載者連絡先		—	—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分）
		一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日
		平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月 ／ 年月　年　月 ／ 年月　年　月 日／月 ／ 時間／月 ／ 日／月 ／ 時間／月 ／ 日／月 ／ 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

就労証明書

証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。毎年、6月頃に在園児を対象に現況確認を実施しますので、4月～6月に申込みをされる方は控えをとることを推奨します。

就労証明書は、就労先の事業者が作成するものです。
事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、認定を取り消し、退所していただくことがあります。加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。
記載内容の詳細については、福山市保育施設課ホームページの「就労証明書(簡易版)記載要領」に掲載しています。

証明日	西暦　2026　年　12　月　1　日
事業所名	くわい株式会社　福山第1支店
代表者名	・押印省略 ・訂正印不要 （訂正がある場合は、二重線を引き、余白に正しい内容を記載）
所在地	○○町○番○号
電話番号	○○○○○○○○
担当者名	○○
記載者連絡先	●●● — ●●● — ●●●●

下記のとおり相違ないことを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・　☐ その他（　）
2	フリガナ	フクヤマ
	本人氏名	福山　うずみ
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2021　年　4　月　1　日　～　2027　年　7　月　31　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 嘱託職員　☐ 任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 一月当たりの就労日数　月間　21　日　一週当たり 平日　8　時　30　分　17　時 時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間 日 時
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　2026　年　11　月　年月　2026 20　日／月　170　時間／月　21　日／月　178
8	産前･産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日　～
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2026　年　4 月　8 日　～　2027　年　2 月　10 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　） 期間　年　月　日　～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027　年　2　月　11　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐
15	入所内定時育休短縮可否	☐
16	育休延長可否	
17	単身赴任期間（予定）	
18	備考欄	記入例：希望する保育所等に2月に入所できない場合、育児休業を2027年3月31日まで延長し、復職（予定）年月日を2027年4月1日とする。
19	保護者記載欄	児童名：福山　☆☆　生年月日：2023　年　6　月　1　日　施設名：福山保育所　☑ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：福山　☐☐　生年月日：2026　年　2　月　11　日　施設名：福山認定こども園　☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

有期の場合は、14（雇用契約の）満了後の更新の有無に記入してください。
※有期契約で契約更新について記入がない場合は、その期間をもって退職するものとみなします。

雇用開始日又は雇用開始予定日を記入してください。
有期契約の場合はその期間も記入してください。

自営・内職などの従事者については、別途添付書類が必要な場合があります。「保育所等入所のご案内」１７ページをご確認ください。

自営業専従者・家族従業者は、個人事業の専従者等の項目であり、法人の従業員は該当しません。
配偶者等が営んでいる個人事業の補助（給与なし）の場合は「家族従業者」にチェックしてください。家族従業者の場合、短時間認定となります。

【固定就労の場合】
雇用契約における内容を記入してください。

6就労時間の「合計時間」は、雇用契約上の就労時間（休憩時間を含む）であるため、残業時間は除いて記入してください。

【変則就労の場合(三交代勤務など)】
雇用契約における内容を記入してください。

【就労実績】
・直近3か月の就労実績を直近月（産休及び育児休業取得月を除く）から記入してください。
（記載順は新しい年月日：9月→8月→7月）
・新規採用で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記入してください。

育児休業等からの復職（予定）年月日は、原則育児休業等期間終了日の翌日となります。
例：育休期間が～2027年11月26日であるが27日28日が土日のため出勤は11月29日となる場合は、復職したうえでの週休日であれば復職（予定）年月日は2026年11月27日となります。

【2027年1月～3月の育休復帰に伴う入所申込みと2027年4月以降に育休復帰に伴う入所申込みを同時に行う場合】
例：2027年2月の育休復帰に伴う入所申込みを行うが、入所結果が待機となった場合に備えて、育児休業を3月31日まで延長し、4月1日の入所申込みも同時に行う場合は記入例のように記入してください。この記入がなければ、4月1日の入所申込みでは、2月入所の有無にかかわらず、2月で育休復帰する証明となり、4月1日の入所申込みは育休復帰となりません。

就労証明書

福山市長　　宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—	—	
担当者名				
記載者連絡先		—	—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分）
		一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日
		平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月 ／ 年月　年　月 ／ 年月　年　月 日／月 ／ 時間／月 ／ 日／月 ／ 時間／月 ／ 日／月 ／ 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名 / 生年月日 年　月　日 / 施設名 / ☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

就労証明書

証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。毎年、6月頃に在園児を対象に現況確認を実施しますので、4月～6月に申込みをされる方は控えをとることを推奨します。

就労証明書は、就労先の事業者が作成するものです。
事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、認定を取り消し、退所していただくことがあります。加えて、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。
記載内容の詳細については、福山市保育施設課ホームページの「就労証明書(簡易版)記載要領」に掲載しています。

証明日	西暦　2026　年　12　月　1　日
事業所名	くわい株式会社　福山第1支店
代表者名	・押印省略 ・訂正印不要 （訂正がある場合は、二重線を引き、余白に正しい内容を記載）
所在地	○○町○番○号
電話番号	○○○○○○○○
担当者名	○○
記載者連絡先	●●● — ●●● — ●●●●

下記のとおり相違ないことを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・　☐ その他（　）
2	フリガナ	フクヤマ
	本人氏名	福山　うずみ
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☑ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2021　年　4　月　1　日　～　2027　年　7　月　31　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 嘱託職員　☐ 任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 一月当たりの就労日数　月間　21　日　一週当たり 平日　8　時　30　分　17　時 時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間 日 時
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　2026　年　11　月　年月　2026 20　日／月　170　時間／月　21　日／月　178
8	産前･産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日　～
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2026　年　4 月　8 日　～　2027　年　2 月　10 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　） 期間　年　月　日　～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027　年　2　月　11　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐
15	入所内定時育休短縮可否	☐
16	育休延長可否	
17	単身赴任期間（予定）	
18	備考欄	記入例：希望する保育所等に2月に入所できない場合、育児休業を2027年3月31日まで延長し、復職（予定）年月日を2027年4月1日とする。
19	保護者記載欄	児童名：福山　☆☆　生年月日：2023　年　6　月　1　日　施設名：福山保育所　☑ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：福山　☐☐　生年月日：2026　年　2　月　11　日　施設名：福山認定こども園　☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

有期の場合は、14（雇用契約の）満了後の更新の有無に記入してください。
※有期契約で契約更新について記入がない場合は、その期間をもって退職するものとみなします。

雇用開始日又は雇用開始予定日を記入してください。
有期契約の場合はその期間も記入してください。

自営・内職などの従事者については、別途添付書類が必要な場合があります。「保育所等入所のご案内」１７ページをご確認ください。

自営業専従者・家族従業者は、個人事業の専従者等の項目であり、法人の従業員は該当しません。
配偶者等が営んでいる個人事業の補助（給与なし）の場合は「家族従業者」にチェックしてください。家族従業者の場合、短時間認定となります。

【固定就労の場合】
雇用契約における内容を記入してください。

6就労時間の「合計時間」は、雇用契約上の就労時間（休憩時間を含む）であるため、残業時間は除いて記入してください。

【変則就労の場合(三交代勤務など)】
雇用契約における内容を記入してください。

【就労実績】
・直近3か月の就労実績を直近月（産休及び育児休業取得月を除く）から記入してください。
（記載順は新しい年月日：9月→8月→7月）
・新規採用で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記入してください。

育児休業等からの復職（予定）年月日は、原則育児休業等期間終了日の翌日となります。
例：育休期間が～2027年11月26日であるが27日28日が土日のため出勤は11月29日となる場合は、復職したうえでの週休日であれば復職（予定）年月日は2026年11月27日となります。

【2027年1月～3月の育休復帰に伴う入所申込みと2027年4月以降に育休復帰に伴う入所申込みを同時に行う場合】
例：2027年2月の育休復帰に伴う入所申込みを行うが、入所結果が待機となった場合に備えて、育児休業を3月31日まで延長し、4月1日の入所申込みも同時に行う場合は記入例のように記入してください。この記入がなければ、4月1日の入所申込みでは、2月入所の有無にかかわらず、2月で育休復帰する証明となり、4月1日の入所申込みは育休復帰となりません。

保育所等・放課後児童クラブ共通様式

管理番号	

別紙様式１　申立書（妊娠出産・病気・その他の要件）　2027

福山市記入欄

標・短

【保育所等：就学・職業訓練の場合で、１か月の受講・職業訓練時間が４８時間未満の場合は、認定ができません。】

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年　　月　　日

申立者

住　　所　　福山市

名　　前

生年月日　　年　　月　　日

申立書（妊娠出産・病気・その他の要件）

該当する要件にチェックし、それぞれの要件における資料を添付してください。

要　　件	添　付　書　類　／　記　入　欄			
□妊娠出産	親子健康手帳（母子健康手帳）の母の名前と出産（予定）日の分かるページのコピーを添付してください。			
	出産（予定）日	年　　月　　日		
□病気・障がい	病気の場合は診断書、障がいの場合は各種手帳のコピーを添付してください。			
□就学・職業訓練	次の書類（１、２とも必要）を添付してください。 １　在学証明書又は在籍証明書等のコピー ２　在学期間（修了見込年月日）が分かるもの、１か月の受講日数及び１日の受講時間等の分かる資料のコピー（パンフレット、ホームページ等を印刷したものでも可）			
	１日の平均受講時間	時　　分　から　　時　　分　まで		時間　　分
	通学時間（片道）	時間　　分 ※通期時間は、放課後児童クラブの利用申込で使用する場合は不要	平均就学日数	１か月　　日（週　日）
	修了(見込)年月日	年　　月　　日　修了（見込）		

申立内容	状況をできるだけ詳しく記入してください。

※　この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）、放課後児童クラブ利用事務のために使用します。

管理番号	

別紙様式２　申立書（求職活動要件）2027

福山市記入欄
短

※月４８時間以上の求職活動（起業の準備を含む）を継続して行っていない場合は、認定できません。
私の認定に係る事由は次のとおりです。

年　　月　　日

申立者

住　　所　　福山市

名　　前

生年月日　　年　　月　　日

※起業の準備を除き、裏面の**「求職活動報告書」を必ず記入してください。**
※放課後児童クラブは、求職活動要件での利用申込みはできません。
※求職活動での認定期間の更新はできません。

申立書（求職活動要件）

申立内容	内容を記入してください。		
	求職活動時間帯	時　分　から　時　分　まで	１日あたり 時間　分
	就職希望日（予定）		１か月平均活動日数 日
	内　容（起業の準備の場合）※求職活動については、表裏に記載してください。		
	ハローワークの受付票又は**雇用保険受給資格者証**のコピー貼付欄 ※起業の準備の場合は、上記書類の貼付及び「求職活動報告書」への記入は不要です。 （のりしろ）		

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）のために使用します。

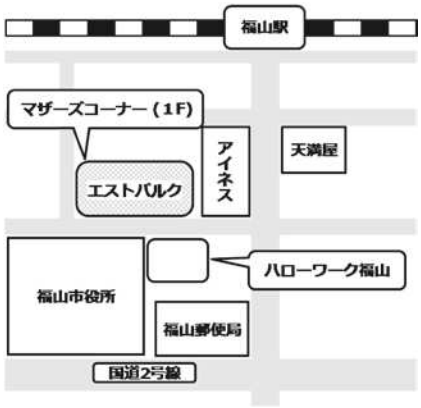
※就労を開始したなど、認定内容と異なる状況になった場合について
就労を開始した場合などは、要件確認書類（就労証明書など）及び変更届出書などの提出が必要です。提出された書類により、新たに給付認定を行います。

ハローワーク福山マザーズコーナーのご案内

ハローワーク福山マザーズコーナーでは、求職中の方に職業相談・職業紹介・セミナー等を行っています。特に、子育て中のお仕事探しをサポートしています。授乳・おむつ替えスペースやキッズコーナーがありますので、ぜひお子様を連れてお気軽にご相談ください。

〈マザーズコーナーでできること〉
- ハローワーク受付票の発行
- 子育てと両立できる求人情報の提供
- 来所者パソコンで求人検索
- 応募書類や面接のアドバイス
- 女性のキャリア応援コーナーで保育施設等の相談

全てご利用無料です



利用時間：平日８：３０～１７：００
所 在 地：福山市東桜町１－２１　エストパルク１Ｆ
電話番号：０８４－９２１－８１８９

求職活動報告書

※月48時間以上の求職活動を継続して行っていない場合は、認定できません。

回数	活動日	会社名等	職種	担当者名	会社連絡先	内　容	活動時間	結果等
例1	2027・11・11	ハローワーク（相談・検索）	販売・事務	●△さん	084　－923　－　8609（ハローワーク福山）	ハローワーク福山で相談・検索、自宅で履歴書記入	5時間	相談と求人情報検索
例2	2027・11・12	●△株式会社	事務	●○さん	084　－928　－　XXXX	検索した会社へ電話で問合せ、応募書類作成	1時間	●△株式会社へ応募
例3	2027・11・13	○△スーパー	販売	○○店長	0848－　38　－　XXXX	ハローワークの紹介により、面接	3時間	不採用（11/21通知）
例4	2027・11・14	○△会社ほか6社	事務		084　－928　－　XXXXほか	履歴書等の作成、応募（6社分）	4時間	2社以外書類選考落ち（11/20他通知）
1	・　・				－　－			
2	・　・				－　－			
3	・　・				－　－			
4	・　・				－　－			
5	・　・				－　－			
6	・　・				－　－			
7	・　・				－　－			
8	・　・				－　－			
9	・　・				－　－			
10	・　・				－　－			
11	・　・				－　－			
12	・　・				－　－			
13	・　・				－　－			
14	・　・				－　－			
15	・　・				－　－			
16	・　・				－　－			
17	・　・				－　－			
18	・　・				－　－			
19	・　・				－　－			
20	・　・				－　－			
21	・　・				－　－			
22	・　・				－　－			
23	・　・				－　－			
24	・　・				－　－			
25	・　・				－　－			

※ハローワークでの職業相談、各種講習、セミナー受講なども求職活動に該当します。また、ハローワーク、面接会場などへの移動時間も活動時間として報告してください。
※インターネット、求人情報誌などでの求人情報の閲覧や、派遣会社への登録も求職活動に該当しますが、閲覧のみ、紹介を待つのみの場合などは、認定はできません。
※資格試験の勉強などは、求職活動に該当しません。

管理番号	

別紙様式３　介護状況確認書　2027

福山市記入欄
標・短

【保育所等：１か月の介護時間が４８時間未満の場合は、介護要件での認定ができません。】
私の認定に係る事由は次のとおりです。

年　　月　　日

申立者

住　　所　福山市

名　　前

生年月日　　年　　月　　日

介　護　状　況　確　認　書

被介護者	住　所		介護者との続柄	
	名　前		生年月日 年　齢	年　月　日 （　歳）

被介護者が利用するサービス等	サービス種類		利用量（時間・頻度など）	提供事業者
	記入例		（例） 月４回 ○○病院　月○回 ○○眼科　月○回 （例） 月５時間（毎週○曜） ○時～○時	（例） ○○事業所
	居宅サービス	□身体介護　□通院介助 □重度訪問介護　□移動支援 □その他 （　）		
	通所サービス	□デイサービス　□通所リハビリテーション □児童発達支援　□ショートステイ □その他 （　）		
	その他			

介護内容

日常の家事及び介護サービス以外での被介護者に対する介護内容について、具体的に記入してください。また、その介護にかかわる日数や時間についても記入してください。（※裏面「被介護者の介護状況・サービス利用状況等スケジュール」も記入してください。）

１か月平均	日	１日平均	時間

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）、放課後児童クラブ利用事務のために使用します。

※被介護者の診断書、障がい者手帳、ケアプラン等、その他介護を要すると認められる書類のコピーを添付してください。

被介護者の介護状況・サービス利用状況等スケジュール								
	月	火	水	木	金	土	日	週単位以外の利用サービス等
6：00 8：00 10：00 12：00								【記入例】 種類： 通院等乗降介助 利用量など： 月２回（病院名等）
14：00 16：00 18：00 20：00								種類： 利用量など：
22：00 0：00 2：00 4：00								種類： 利用量など：
1日の介護時間	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	

※介護者がその介護にかかわる部分にマーカーをし、付き添いが必要な時間が分かるように記入してください。

別紙様式４　ひとり親家庭等申立書 2027

管理番号	

ひ と り 親 家 庭 等 申 立 書
兼 認 定 （ 変 更 ） 申 請 書

私の世帯がひとり親家庭等であることを申し立てます。なお、私の世帯について関係機関への調査を実施することに同意します。併せて、認定を申請又は変更申請します。

保護者（申立者）

ふりがな 名前	生年月日	児童から みた続柄	届出日
	年 月 日	□父 □母 □（ ）	年 月 日
連絡先 電話番号			

福山市記入欄

・離婚等を届け出る場合は、児童の親権者となる方が記入してください。
・申立者の自署である場合は押印不要です。

１　世帯の状況

・離婚、死別、未婚、離婚前提別居又はその他のいずれかの□にチェックし、それぞれの必要事項を記入してください。

世帯の状況	状況の詳細					
□離婚	離婚日	年 月 日	－			
□死別	亡くなった日	年 月 日	－			
□未婚	－					
□離婚を前提に別居中	別居を始めた日	年 月 日	－			
	配偶者 ふりがな 名前		生年月日	年 月 日		
	配偶者 住所		住民票	□福山市内 □福山市外		
□その他	状況	・行方不明等の具体的な事情を、いつからかも併せて記入してください。				

２　同居の祖父母等

児童の祖父母等との同居	□祖父母・曾祖父母と同居している	□祖父母・曾祖父母と同居していない

・児童の祖父母又は曾祖父母と同居している場合は、下欄に記入してください。住所が同一（同番地）であれば同居とみなします。

ふりがな 名前	生年月日	児童からみた続柄	特記事項
	年 月 日	□祖父 □曾祖父 □祖母 □曾祖母	
	年 月 日	□祖父 □曾祖父 □祖母 □曾祖母	

３　生計の維持方法

・当てはまるもの全てにチェックしてください。

生計の維持方法	
	□保護者（届出者）が就労し収入を得ている □配偶者又は元配偶者から養育費を得ている □児童の祖父母等から支援を受けている □生活保護を受給している □児童扶養手当を受給している □遺族年金を受給している □障がい年金を受給している
	□その他（具体的に記入してください）

受付欄	保育所等名称	保育所等受付日	福山市受付欄

表（１面）

裏面も記入

4　児童扶養手当の申請・受給状況

児童扶養手当	□これから申請する　　□申請し認定を受けた □申請したがまだ決定していない　　（□全部支給 / □一部支給 / □全部停止）
	□申請するつもりがない（理由を記入してください）
	□その他（具体的に記入してください）

・児童扶養手当についての詳しい内容は福山市役所みらい世代育成課にお問合せください。電話０８４－９２８－１０７０

5　この申立書に添付する書類

添付書類	世帯の状況					説明
	離婚	死別	未婚	別居	他	
離婚日と親権者が分かる戸籍謄本のコピー	△	－	－	－	－	認定申請後に離婚した場合は、必ず提出してください。申請時点で離婚が成立しており、入所申込書又は施設等利用給付認定申請書とこの申立書を一緒に提出する場合は、添付不要です。なお、戸籍謄本は児童扶養手当等、他の手続で原本提出が必要な場合があります。この申立書にはコピーを添付してください。 ※現況確認では、戸籍謄本のコピーは不要です。
世帯状況報告書兼同意書	△	－	△	◎	－	用紙は保育所等にあります。状況を保護者が記入し、同意項目を確認のうえ署名してください。 （離婚・未婚の場合） 児童扶養手当の受給資格がある場合は、提出不要です。児童扶養手当の受給資格がない場合は、世帯状況報告書兼同意書の提出が必要です。 ※所得により全部停止となっている場合は、児童扶養手当の受給資格があるため、世帯状況報告書兼同意書の提出は不要です。 （離婚前提別居の場合） 必ず提出してください。状況に応じて別途書類の提出を求める場合があります。 ※原則、住民票の異動を行っていない場合はひとり親として認定できません。
遺族年金証書のコピー	－	△	－	－	－	遺族年金を受給している場合は、提出してください。
その他	－	－	－	－	◎	状況を公的に証明する書類を提出してください。
祖父母等と同居している場合（ひとり親家庭等の認定のためには、上記の書類に加えて次の資料の提出が必要です。）						
保護者（届出者）の収入が分かる資料	●保育所等の場合（保育料等） 保護者に月 10 万円以上の継続的な収入（又は年 120 万円以上の収入）が確認できない場合は、祖父母等のうち所得が最も多い人を保育料等算定に算入します。 ●施設等利用給付の場合（0 歳児から 2 歳児） 保育の必要性の認定には、住民税非課税世帯であることが必要です。保護者に月 10 万円以上の継続的な収入（又は年 120 万円以上の収入）が確認できない場合は、祖父母等を含めて住民税非課税であるかを確認します。 ※保護者の収入を確認する書類について※ 月 10 万円以上の継続的な収入があることを次の書類で確認できた場合は、ひとり親家庭等の認定ができます。 ・3 か月分以上の給与明細のコピー。自営業の場合は、直近の確定申告書の控えのコピー ・養育費を受けている場合…公正証書、又は養育費の振込額（3 か月分以上確認できるもの）が分かる通帳の該当ページ及び表紙のコピー ・各種年金証書（又は裁定書）のコピー、その他、収入が確認できる書類					

◎：提出が必須の書類です。提出がない場合は、ひとり親家庭等の認定ができません。この申立書と一緒に提出してください。

△：離婚・未婚・死別の場合で児童扶養手当を受給していない方は、提出してください。提出があった場合は、ひとり親家庭等の認定ができる場合があります。

留意事項	離婚しても引き続き同居している場合や、婚姻届を提出していないが共同生活をしている場合などは、ひとり親家庭等と認定できません。

同意事項	保育料等算定及び保育の必要性の認定のため、私及び私と同一住所に居住している者について、福山市みらい世代育成課が保有している児童扶養手当受給に関する情報を、保育施設課へ提供することに同意します。

裏（2面）　記入欄が不足する場合は、欄外に記入するか、任意の別紙を利用してください。この届出書を複数枚利用しても構いません。

保育所等入所のご案内　２０２７年度（令和９年度）版

作　成　日　２０２６年（令和８年）１１月
作　成　者　福山市　保健福祉局　ネウボラ推進部　保育施設課